



Title	ザクセンシュピーゲルにおける「正規の訴え」(2・完) - 同書における rechte Gewere 概念の成立過程を再検討するための一準備作業として -
Author(s)	石川, 武
Citation	北大法学論集, 56(1), 35-95
Issue Date	2005-05-20
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/15347
Type	bulletin (article)
File Information	56(1)_p35-95.pdf



[Instructions for use](#)

ザクセンシユピーゲルにおける「正規の訴え」(二・完)

——同書における *rechtes Geware* 概念の成立過程を再検討する
ための一準備作業として——

石川 武

目次

主要文献略語表

- 一 (AVにおける用例)
- 二 (SSP・「ラント法」における用例)
- 三 (SSP・「レーン法」における用例)

(以上前号)
(以下本号)

おわりに

三 (SSP・「レーン法」における用例)

(一) SSP・「レーン法」においては *rechte Klage* の語が、一一・一の二箇所、一三・一、一四・一、三三・一、六八・二の各二箇所、都合五条項中の六箇所に姿を見せる。本節においては、これらの条項を——それに対応する AV の条項と比較・対照しながら——順次検討していくことにする。

(二) まずレーン法一一・一について。

これについては、しかし、すでに前出一・(二)において、対応する AV 一・三三とともに邦訳・引用して一通り検討を加えておいたので、それを(もう一度)参照していただくようお願いし、ここでは以下のことを補足するにとどめたい。

本条では *rechte Klage* の語が二箇所で用いられ、そのうちの二つ *mit rechter Klage* の方は、AV (一・三三) の *qua(e)rimonia iusta (abi)* に対応しているが、「レーン法」ではこの件に、(a—a の件の)「人(≡誰か他の者)がそれ(≡所領)を(その)家臣から実力をもつて奪い」という一文が補足されている。(一・(二)で)前述したように、この補足は、仮にそれがなくても (AV 一・三三) の論旨を理解するには事欠かないものであるが、「ラント法」における *rechte Klage* の

語の用例を検討した後に改めてそれを読み直してみると、この補足は「はじめに」の冒頭で邦訳・引用し、前出二・(四)で補足的に検討した) ラント法二・四四・一(で言及されている、「彼(Ⅱ所領の占有者)が…それ(Ⅱ所領)を實力をもつて(mit gewalt)保持する」ケース)を念頭に置いて行われた可能性が大きい、ということが分かるはずである。

また、もう一つの rechte Klage の語は、(A V 一・三三に対応する文がなく) 本条の末尾に補足された(と目される)、(c Ⅰ c の件の)「彼(Ⅱ所領を奪われ、それを rechte Klage によって追及している家臣)がその rechte Klage について証人をもつ限り」、という一文の中に姿を見せる。この件についても、前節の「ラント法」における rechte Klage の語の用例の検討を前提にすれば、それを(所領を奪われた)家臣がラント法廷で起こす訴え——さらに踏み込んで、(前出二・(四)の③で触れた)ラント法二・四二・一の、主君を異にする二人の家臣が同じ所領を自分のレーンであると主張して争うケース——を念頭において補足されたもの、と解することができるであろう。⁽⁵³⁾

(三)次にレーン法一三・一について。⁽⁵⁴⁾

レーン法一三・一 主君が家臣に対し(次のこと、すなわち)、^(a)その家臣が、彼がそれ(Ⅱ所領)を受領した後、六週と一年、主君(から)の(レーン法廷における)正式な異議(申立を受けること)なしに彼のゲヴェーレにおいてもっている(an sinen weren hevel) (Ⅱレーンとして)占有・支配していた所領^(a)について、主君が(その)家臣に封与したレーンであること)を否認する(ないし、した)場合、家臣がそれ(Ⅱその所領)についてこの(Ⅱその所領を受領した後、六週と一年、主君の正式な異議なしに(レーンとして)占有・支配しているという)適法なゲヴェーレ^(b)(de rechten were)を(証人により)立証する(geugen)ことができれば、^(c)その所領についての(レーン(とし

て)のゲヴェーレ (*des lenes gewere*) (|| その所領をレーンとして占有・支配していること、あるいは、そのための権原 || 具体的にはその所領を主君から封与されたという事実)^(c)を彼 (|| 家臣) は単独で聖造物にかけて (の宣誓によって) 裏づけ、そしてその所領を証人 (による立証) なしに (*ane getuch*) 保持することになる)^(d) (ただし、これは) 人 (|| 誰か他の者) がこのゲヴェーレ (*de were*) (|| 家臣がその所領を受領した後、六週と一年、主君の正式な異議なしに占有・支配していたこと) によって取得する、その所領についての占有権) を *rechte klage* によって (*mit rechter klage*) 破る (*breken*) (|| 否定する) ことができない場合 (のことである)^(d)。⁽⁵⁵⁾ (下略)

AVでこの条項に対応しこの条項のもとになった(と目される) AV一・一〇三は次のようになっていた。⁽⁵⁶⁾

AV一・一〇三 もし主君が、(ある家臣に彼から) 封与されたレーン (*concessum beneficium*) (|| ある家臣の占有・支配するレーンが彼から封与されたこと) を否認したならば、そして(ないし、それに対して) 家臣が、(自分は) それ (|| その所領) を、^(e) それ (|| その所領) を (主君から) 受領すべき期間(ないし、期限) の後 (*post suscipiendi illud terminum*)、七週と一年の間、占有 (・支配) していた (*possideri*) という、^(e) これ (|| この所領) についての占有 (*wardandia*) (の事実、あるいは (むしろ)、その事実によって彼がその所領について取得した占有権)^(f) を (証人により) 立証 (*testatus fuerit*) したならば、家臣一人 (だけ) で宣誓によつて (|| 証人による立証を要することなく)、主君が (その封与を) 否認するレーン (が主君から彼に封与されたものであることを立証して、それを) 保持することになる (ないし、保持することができる)。しかしながら、(その間に主君が、家臣による所領の占有に対して、レーン法廷で) 正式の異議 (*iusta contradicō*) (を申し立てた場合に) は、もしそれが立証されたならば、(家臣の——所領の占有に

ついでの一証人による立証を却けたことになる。

このレーン法「三・一は、別稿「AVとSSP」で述べておいたように、(そのもとになったと目される)AV一・一〇三を大幅に前方へ移した(と考えられる)ものであるが、その際後者に(同旨の文の位置だけが変わっている場合を除き、⁵⁷⁾実質的な変更と解しうるものに限ると)次のような改訂ないし補足を加えている。

① AV(eyeの件)の「(彼が)それ(IIその所領)を受領すべき期間の後、七週と一年の間、占有していたという」を、(a-aの件)の「彼(II家臣)がそれを受領した後、六週と一年、彼のゲヴェーレにおいてもっている(IIレーンとして)占有・支配していた」所領」に改め、② AV(f-fの件)では(形容詞抜きの)warandiam)の語が用いられていたのを、(b-bの件)で(形容詞・rechten)を加えて)de rechten wereに改め、③ (c-cの件)で家臣が単独の宣誓によって立証できることについて、(AVには対応する語のない)des lenes gewereの語を補い、④ 条項の末尾に(AVには対応する文のない)「人がこのゲヴェーレ(de were)をrechte klageによつて破ることができない場合」という一文を補足している。

これらの点について、なぜ「レーン法」でそうした改訂や補足が行われ(る必要があつた)のか、その理由を考えようとする、最も厄介なのは①の改訂であろう。そもそもAVの「(家臣が)それ(IIその所領)を受領すべき期間の後」の一句は、文言から言えば(当然)「その期間が経過した後」という意味になる、と考えられるものの、(所領の封与を否認する)主君の立場からは、(家臣が主君から所領を受領すべき事由が発生して)「その期間が始まつてから」という意味になる可能性がないとは言い切れ⁵⁸⁾ないし、さらに「七週と一年」という期間が姿を見せるのは、AVでもこの件だけであつて、なぜそれが(AVの他の条項ではすべてそうなっており、また(現に)「レーン法」(a-aの件)でもそう改められている

ように「六週と一年」ではなく、それに「一週」加えたものになっているのか、容易に説明がつかないからである。⁽⁵⁹⁾

しかし、(私見によれば)、この①の改訂に関して重要なのは、むしろそれ(を前述した条項の位置の移動と考え合わせること)によって(右のような疑問とはかかわりなく)次のことが明らかになる、ということである。

AV (e e の件) では、(前述したように)「(家臣が) それ(Ⅱその所領)を受領すべき期間」と言われている。これは、言うまでもなく、(その)家臣が(主君から)所領を「受領すべき」(立場にある)ことを前提にした表現である。主君から(ある期間内に)所領を受領しなければならないのは、(当該主君のある家臣が死亡した際の、その家臣の)息(Ⅱ封相続人)、あるいは(主君が交替した際に、新しい主君または上級主君に所領の授封更新を求める)(それまで、前の主君の)家臣(であった)者(本人)⁽⁶⁰⁾に限られ、それまで(当該)主君といかなるレーン(法上の)関係をもっていない者が(新たに)その(主君の)家臣になって所領を受領する場合を含んでいない(し、AV 一・一〇三がレーンの相続ないし授封更新請求の場合を念頭に置いて書かれていることは、前後の条項(とのつながり)からも確認することができる)⁽⁶¹⁾。

これに対して「レーン法」(a a の件)では、「(家臣が)所領を受領すべき期間」に当たる語は削除され、(単に)「彼(Ⅱ家臣)がそれ(Ⅱその所領)を受領した後、六週と一年」というように、(家臣が(亡父の)所領を相続し、あるいは、家臣(本人)が所領の授封更新を受ける(などの)場合だけでなく、それまで主君とレーン(法上の)関係を(まったく)もっていない者が新たにその家臣となって所領を受領した場合、および、すでに(その)主君の家臣であった者が主君から新たに所領を封与される場合をも含めて、およそ家臣が主君から所領を封与されてそれを六週と一年の間(レーンとして)占有・支配している場合・一般に妥当する表現に改められている。(なお、レーン法一三・一が大幅に前方に移されたことによって、AV 一・一〇三に見られた前後の条項とのつながりも切断されているが、レーン法一三・一が(大幅に)移された理由(の一つ)は、むしろその点にあったと(さえ)考えられる)⁽⁶¹⁾。

②の改訂、——すなわち「レーン法」(b・bの件)で、AV(f・fの件)では(単に)warandiaとされていたものが de rechten were の語に改められたこと——も、以上に述べた①の改訂と無関係ではありえない。

warandia の語はもともと Garantie を意味するゲルマン語が(そのままラテン語化されたもの)であつて、AVでも(主君が——家臣に封与した所領をめぐって係争が生じた際に——家臣の「保障人」になつて家臣に与えるべき)「保障」の意味で用いられている場合が(一・八七に)一例あるが、それを除くと、AVでは特にこの語が行末に位置している場合には(脚)韻を踏むために、(AVでは主に「占有」の意味で用いられるものの、時に「占有権」の含意をも(強く)帯びることのある) possessio の語に代えてそれと同義に用いられている可能性が大きい。しかし、この語が(韻を踏む必要のない)行中で用いられている場合には、(逆に)「実質的には、一例を除いて)「所領についての)占有権」の意味で用いられていることが多い。⁽⁶³⁾

AV一・一〇三(f・fの件)の warandia の語は、原文では(行末ではなく)行中に姿を見せる。したがつてそれは、右のようなAVにおけるこの語の用例に照らすと、(補訳を加えておいたように)、むしろ「(家臣がその所領を——彼がそれを受領すべき期間の後、七週と一年の間——占有していたという事実によって、彼がその所領について取得する)占有権」という意味に理解すべきであり、こうした理解に立てば、同条(f・fの件)にはすでに、ある期間にわたる所領の占有(の事実)がその所領についての占有権の証明になる(ないし、占有権を生む)という考え方が認められる、ということになるであらう。⁽⁶⁴⁾

しかし、ここで見落としてならないのは次のことである。AV(e・eの件)で「七週と一年」と言われているのは、「(家臣が)それ(IIその所領)を(主君から)受領すべき期間の後」のことであり、家臣はその「期間」内のいずれかの時点で主君から所領を封与されて、それ以降所領を「占有」しているはずであるから、家臣がその所領を(主君から封与されて)

現実に「占有」していた期間とは一致しない（Ⅱ家臣による（所領の）占有の期間は、「それを受領すべき期間の後」が「その」期間が経過した後」を指すのであれば「七週と一年」よりも長くなり、逆に、「その」期間が始まった後」を指すのであれば「七週と一年」よりも短くてすむことになる）、ということである。つまり、AV一・一〇三には、家臣によるある期間にわたる所領の「占有」がその所領についての「占有権」（ないし、少なくとも「なんらかの権利」）につながるという考え方がないし、その萌芽）はすでに認められるにしても、家臣がそのためにどれだけの期間にわたり所領を「占有」していないければならないかは明確にされておらず、したがって、（本稿冒頭に邦訳に引用したラント法二・四四・一に見られるような、所領を「一年と一日」にわたり（正式な異議申立を受けることなく）「占有」していた場合に認められる）*rechte were*の（それに対応する）明確な概念はそこではまだ成立していない、と言わなければならない。

これに対して「レーン法」（a—aの件）では、①について前述したように、AV（f—fの件）の「（家臣が）それ（Ⅱ所領）を受領すべき期間」が削除されて「彼がそれを受領した後、六週と一年」という表現に改められたことよって、「六週と一年」の期間は（主君から所領を封与された）家臣が（現実的に）所領を占有（・支配）していた期間を指していることが明確にされ、それと同時にこの（b—bの件）で——AV（e—eの件）の *warandia* に代えて——*de rechten were* の語が用いられているのである。しかし、この「六週と一年」という期間とラント法二・四四・一において（*ene rechte were*（と呼ばれる権利）が成立するために必要とされている「一年と一日」の期間との間には、「六週」（⁶⁵厳密には、「六週マイナス一日」、以下においては、煩を避けるために単に「六週」と言う）の差がある。それにもかかわらず、本条（この件）の *de rechten were* の語が「ラント法」（特に二・四四・一）の *rechte were* の語を承けそれを（基本的に）同義に用いられている、ということを明らかにするためには、われわれはここで②についての考察をいったん中断して④の補足について私見を述べておかなければならない。

「レーン法」の末尾(d・dの件)の一文(「人がこの were を rechte Klage によって破ることのできない場合」)は、それに対応する文が AV(二・一〇三)には見当たらず、「レーン法」で補足されたものであることは明らかである。しかし、ラント法(二・四四・一)における rechte were に関する記述(ないし、「定義」を想起すると、この一文の補足については次のような疑問が生まれるのではないか。

このレーン法(一三・一)で扱われているのは、家臣が主君から封与された所領を「六週と一年」(主君からレーン法廷において正式な異議申立を受けることなしに——以下においては特に必要がない限り省略する)占有(・支配)しており、しかも主君がその所領(が自分の封与したレーンであること)を否認して(レーン法廷で)家臣と争うケースである。この場合、(ラント法(二・四四・一)の「定義」に従えば)、家臣には所領についての rechte were (の権利)が成立している(はずである)から、主君が敗訴し家臣が(ひきつづき)所領を占有(・支配)することになる、ということ自体は、むしろ当然の帰結にすぎないと(も)言える。しかし、この主君による(所領の)否認が彼のレーン法廷で争われそれに決着がついた後に、いったい誰が家臣に対して rechte Klage を起こす(可能性がある)のか。家臣に所領について rechte were (の権利)が成立している以上、(レーン法廷で敗訴した主君はもとより、それ以外の)誰が(ラント法廷)で家臣に対して rechte Klage を起こしても、結果は同じ(になるはず)であって、家臣がレーン法廷で勝訴した後、彼に対して(ラント法廷で) rechte Klage を起こす(可能性のある)者は(まず)いないのではないか。また、(主君以外の)誰かが、「六週と一年」の期間が経過する前(＝経過しないうち)に家臣に対して(ラント法廷で) rechte Klage を起こした場合には、(やがて(五)で後述するレーン法(三三・一)によって明らか(な)ように⁽⁶⁶⁾)、主君は(家臣に所領(の封与)を否認するところか)家臣の保障人になって(所領についての)彼の占有権を証明しなければならぬ(立場にある)はずである。要するに、この(d・d)の件で補足された一文は、著者・アイケの杞憂にもとづく蛇足にすぎないのではないか。——以上の疑問がそれである。

しかし、(私見によれば) こうした疑問(ないし、批判)は当たらない。

前出(二・二)で邦訳・引用した)ラント法二・二四・一をもう一度読み直してみよう。そこに見られる「人が彼(所領を奪った者)に対して…*rechte Klage*によつてそれ(= *sine were*)を破る、(*Breke*)のでない限り」という表現は、このレーン法二三・一(*d*の件)の「人がこの *were* を *rechte Klage*によつて破る、(*Breken*)」ことができない場合」という表現と酷似しており、後者は前者を念頭に置いて書かれた可能性が大きい、と考えられる。しかし、この両条項の表現には次のような決定的な相違があるのを見落とすわけにはいかない。すなわち、ラント法二・二四・一では、右の文によつて、「人が彼に対してそれを破つた場合」のことについて(具体的には、その場合に限り、「人は彼からその所領(の占有権)を判決をもつて剥奪」し、「裁判所の職権によつて(彼を)彼の所領から逐い出すことができる」、ということ)述べ(ようとして)ているのに対して、このレーン法二三・一では、右の文によつて(文字通り)「人がこの *were* を *rechte Klage*によつて破る、ことができない場合」について(主君からその所領(についての占有権)を否認された家臣には、(主君による否認にもかかわらず) *rechte were* (の権利)が成立する、ということ)述べ(ようとして)ている、という相違がそれである。もちろん、誰か他の者が所領を占有(・支配)している家臣を相手どり *rechte Klage*によつて追求することがあれば、その家臣が所領を「六週と一年」(以上)占有(・支配)していても、彼には(ラント法二・四四・一で明示的に述べられていることからも明らかのように) *rechte were* (の権利)が成立しないことはあ(りう)る。しかし、この場合、第三者の起(こ)す(べき) *rechte Klage* の帰趨は、(ラント法二・二四・一の場合とは異なつて)、このレーン法二三・一で扱われている主君と家臣の所領(の占有権)をめぐる係争とは(直接には)なんの関係もないのである。

以上に述べたことによつて、このレーン法二三・一の *d* の件は、著者・アイケによつて、(家臣の占有・支配する)所領について家臣に *rechte were* (の権利)が成立する場合を前提にして(ないし、想定して)書かれていることを明確に

するために(だけ)補足されたものである、ということが明らかになつたはずであ(り、それがなくても本条の文意が変わらないという意味では、(そう言おうと思えば)「蛇足」と言うこともできるものである。しかし、われわれにとつて重要なのは、それによつて、このレーン法二三・一(d i dの件)においても、*rechte Klage*の語が(おそらく)ラント法の関連条項(二二・二四・一、および、特に二・四四・一)の用例を承け(ないし、前提にし)て用いられており、したがつて、それは所領を(不法に)奪われた者が(それを取り戻すために)ラント法廷で起こす(べき)訴えを指している、と推定できることである。われわれはそれによつて、さらに、著者・アイケが本条(a a aの件)で*rechte were*(の権利)について、それが成立するには(所領を主君から封与された後)「六週と一年」(の間、所領を占有(・支配)していることが必要という趣旨のこと)を書いた際、それが「ラント法」(二二・四四・一)の「一年と一日」とは異なり、それとの間に「六週」の差があることは百も承知であつた、と推定することも可能になるからである。

ここでわれわれは、(いったん中断しておいた)②の改訂についての検討——具体的には、所領について*rechte were*(の権利)が成立するために必要な占有の期間に関する(ラント法二・四四・一の「一年と一日」とこのレーン法二三・一の「六週と一年」の間の)「六週」の差が何に由来し何を意味するのか、という問題——に戻ることができる。

この問題に関して、私は予てから——「レーン法邦訳」を書き進める傍ら——AVとSSPの關係箇所について(網羅的な)検討を続けているが、さらに検討を要する問題点が二・三残つており、まだ最終的に私見を固めるにはいたつていない。しかし、これまでの検討にもとづいて、さしあたり次のことだけは言うことができる。⁽⁶⁷⁾

まず、「六週と一年」の期間は、(レーン法だけを扱った)AVとSSP・「レーン法」にだけ見られ、(ラント法を扱った)SSP・「ラント法」には一度も姿を見せない。(このことは、著者・アイケが——前述したように——「ラント法」(二・四四・一)における*recht were*概念の「定義」を承知の上でレーン法二三・一のa a aの件を(も)改訂した、と考えることができ

る限り、両者の間に見られる「六週」の差が（何か）レ、ン、法に特有な準則ないし制度に由来するのではないか、という推定を強く支持するであろう。AVでは「六週と一年」の期間が（実質的には）一二条項に姿を見せるが、「レ、ン法」の対応条項でこの「六週と二年」の期間がそのまま維持されているのは（実質的には）三条項にすぎず、五条項においては（ラント法二・四四・一と同じ）「一年と一日」に改訂され、残りの四条項においては「（彼）等」の（法定の）年期（*rechte jartai*）という（抽象的な）表現に改められている。⁽⁶⁸⁾これによって、「六週」の差の問題は（実は）SSP・「レ、ン法」そのものの中にも存在することが分か（り、その解決はいっそう困難なものになるが、私はこの「六週」の差の問題を（これまで）の検討にもとづき）今のところ次のように（レ、ン法に特有な準則ないし制度と関係があると）考えている。⁽⁶⁹⁾

「ラント法」においては、(二・(二)に) 前掲(した)二・二四・一に明らかなように、(他の者の) 所領を(不法に) 奪つた(として訴えられた) 者が裁判所によって(二・(三)で) 前述した一・六七・(一と) 二によれば、三度 召喚されたにもかかわらず(第三の裁判期日に) 出頭しない場合、「人(=裁判所) は彼からその所領(の占有権) (*ge weie*) を判決をもって剥奪する (*vedat*)」。それによって、「人(=裁判所) は裁判所の職権によって(彼を) 彼の(占有・支配している) 所領から逐い出す (*ut sinen wisen*)」(a a の件) ことができることになり、(二・(三)に) 前掲(した) 一・七〇・一によれば、「人(=裁判所) は、彼(=所領を(不法に) 奪われたとして訴えた原告) にそれ(=裁判所が被告からその占有権を剥奪した所領) を占有(・支配) するよう指定(ないし、指示) すべきであり、またそれ(=その所領) を彼(=原告) に(現実に) 占有(・支配) させるべきである」、とされている。

これに対して、「レ、ン法」には次のような事例がある。レ、ン法六五・二〇は、主君がある家臣を(なんらかの罪過のかどで) 問責すべく三度召喚したにもかかわらず(その) 家臣がレ、ン法廷に出頭しなかった場合について、「ラント法」におけると同じく「人(=主君またはそのレ、ン法廷) は彼(=その家臣) から、彼が主君から受領している彼の所領

を判決をもって剥奪 (verdelen) すべきである」と言う。しかし、これに続くレーン法六五・二一によれば、主君は(一)の(家臣から判決をもって剥奪された)所領を、自ら、または、使者によって「占取する」(sek underwinden) (実質的には、現地で農民ないし小作人に対し「自分の所領である」と宣言(は)する)もの⁽⁷⁰⁾、「それ(≡その所領)を、一年と一日」(この箇所は、対応するAV二・二九では「六週と二年の間」とあったのを改めたものである)、利用なしに、また、収益なしに、(ane nut unde ane sel) (≡小作人から小作料や貢租を徴収することなく、換言すれば、その所領についての支配権を実質的には行使することなく)⁽⁷¹⁾保持すべきである」とした上で、「その場合、もしその家臣がそれ(≡その所領)を、この年期(≡一年と一日)が経過するまでの間に、引戻さなければ、人(≡主君またはそのレーン法廷)は彼(≡その家臣)から、その所領についてのすべての権利(ないし、請求権 (anspruch))」(この場合、具体的には(特に)所領の引戻しを求める権利)を、判決をもって剥奪する (verdelen) (ことになる)」⁽⁷²⁾と言う。また、(AV一・四五に対応する)レーン法二一・一は、息(≡封相續人)が主君の許へ赴き(臣従礼を捧げて)亡父の所領の授封を求めるべき期間を(AVの「六週と一年以内」に代えて)「一年と一日以内」としているが、レーン法四二・二(この条項は、AV一・一〇四―一〇七・aをもとにして書かれたものと考えられるが、次のレーン法四二・二とともに、それらの諸条項に全面的と言えるほどの大幅な改訂を加えている)⁽⁷²⁾は、この息による所領の「相続」の場合をも含めて、「主君が家臣に、彼(≡家臣)は彼の所領(の授封)を希求すべき(これは、所領の「相続」の場合と「授封更新請求」の二つの場合を含むことに注意されたい)、または、(それを)引戻すべき(これは、前述したレーン法六五・二一のケースであることに注意されたい)年期を懈怠したとして、その責を問う(≡家臣が「年期」内に主君に対して所領の授封または引戻しを求めなかったことを責め、そのことを理由に所領の授封または引戻しを拒もうとした)場合、家臣はそれに対して彼の雪冤宣誓を行うこと(によって主君の主張を却けること)ができる、ただしその場合、主君がその年期の(≡年期が経過した)後に、彼(≡主君)の家臣たちの前(≡主君のレーン法廷)で彼(≡その家臣)からその

所領についてのすべ、の、権利(ないし、請求権) (al ansprake) (この場合、具体的には(特に) 所領の授封(更新) または引戻しを求める権利) が判決をもつて剥奪された (verdelers) ことを、証人により立証できる場合はその限りでない)、としている。この場合、前述したレーン法六五・二二および二二・一から、この条項の言う「年期」が(具体的には)「一年」と「一日」であることを確認できる、ということに注意されたい。

以上の検討によつて次のことが明らかになつたはずである。「レーン法」においては、家臣が所領を引戻すべき、または、(特に、亡父の) 所領(の授封) を希求すべき(「一年と一日」の)「年期」を懈怠しても、それによつて家臣は、(所領についての)「占有権」を失ひ、あるいは、レーン法廷の判決をもつて剥奪されるものの、直ちに所領についての「すべての権利」を失ふことはなく、主君がその所領について実質的に支配権を行使するためには、その「年期」(「一年と一日」)が経過した後、家臣からさらに(レーン法廷の) 判決をもつて所領についての「すべての権利」を剥奪しなければならぬ、という(「ラント法」には見られない) 準則(ないし、制度) が存在する、ということがそれである。そうだとすれば、「レーン法」で家臣の所領について *rechte were* (の権利) が成立するために必要な所領の占有(支配) の期間が「ラント法」におけるよりも「六週」長くなつてゐるのは、こうした準則(ないし、制度) と関係してゐるのではないか、と考へたくなるであらう。

しかし、この準則(ないし、制度) には、不明な点が二つ残されてゐる。家臣が(「一年と一日」の)「年期」を懈怠し(て、所領の占有権を失ひ、あるいは、剥奪され) た後のある時点で、主君(ないし、そのレーン法廷) がさらに家臣から所領についての「すべての権利」を剥奪しなければならぬのだとすれば、もし家臣が(「一年と一日」の)「年期」が経過した後、所領についての「すべての権利」が剥奪されるまでの間に(たとえば、そのために召集された)レーン法廷に出頭して所領の授封あるいは引戻しを求めた場合にはどうなるのか、という疑問がその一つである。(この疑問は前述した

レーン法四二・一によって触発されるものであるが、その(レーン法四二・一に従えば、この場合、——家臣からはまだ所領についての「すべての権利」が剥奪されていないのだから——主君が家臣から所領を取り上げてそれを(実質的に)支配することはできないはずである。もう一つの疑問は、主君(ないし、そのレーン法廷)は「一年と一日」の「年期」が経過した後、いつ(ないし、いつまでに)所領についての「すべての権利」を剥奪するのか(あるいは、しなければならない)のか、という問題である。この(第二の)疑問に答えるためには、さらに、「レーン法」で(AVの対応条項に見られる)「六週と一年」の期間が(そのまま)維持されている条項について検討しなければならない。

(AV)・五七、一・五八に対応する)レーン法二五・一は、「家臣は、彼の主君が死亡する(ないし、した)場合、あるいは、彼(Ⅱ主君)が彼(Ⅱ家臣)の(Ⅱ家臣に封与されていた)所領を(上級主君に)返還する(ないし、した)場合、あるいは、それ(Ⅱ家臣に封与されていた所領)が彼(Ⅱ主君)から(上級主君のレーン法廷の)判決をもって剥奪される(von dem herren) (ないし、された)場合、上級主君に対してその所領の授封更新を求める(Ⅱ具体的には、上級主君が彼に自らその所領を封与するか、さもなければ、彼に(上級主君の家臣の中から)前の主君と同じ名譽をもつ(Ⅱレーン法上同格の)新しい主君を指定するように請う)べきである」と言う。さらに(二つ置いてその後位置し、AV)・六〇に対応する)レーン法二五・三・前段では、「息(Ⅱ封相続人)をもつ主君が死亡する(ないし、した)場合⁽⁷³⁾について、(言わばその「例外」として)「(この場合)家臣は、(死亡した主君の後を継いだ)彼の若主君(sin junkere)の(Ⅱ若主君が上級主君に(亡父の)所領の授封を希求すべき)年期内は、上級主君に対して彼の(Ⅱ家臣が前の主君から封与されていた)所領の授封更新を求めべきでない。その子(Ⅱ若主君)が彼の(Ⅱ彼が上級主君に所領の授封を求めべき)年期を懈怠する(ないし、した)場合は、家臣はその後に、(始まる)彼の所領の授封更新を(上級主君に)求めるべき彼(Ⅱ家臣)の年期をもつ(こと)になるからである」と述べた上で、(AV)・六一に対応する)同条・後段では、(これを承けて、「(家臣には)国王から(数えて

その下に於けるシルトの數と同じ數だけ、(授封更新を求めべき)個々別々の年期があ(り)う、いずれも六週と一年以内(というそれが)、という(いささか難解な、一般的)命題を掲げている。⁽⁷⁴⁾この「六週と一年(以内)」という期間は、A Vの対応条項(II・六二)に見られた「六週と一年の期間」を(實質的には)そのまま維持したものであるが、著者・アイケはここではなぜそれを「一年と一日」に改めなかつたのであろうか。

この条項の直後に続く(A V・六二と一・六三に対応する)レーン法二五・四は、「いずれの家臣の年期も、彼(II家臣)が彼(II主君)から受領すべき所領を、彼の主君が(上級主君から)授封される(ないし、された)時に始まる。ただしそれは、いかなる主君も、それ(IIその所領)が彼(II主君)自身に封与される前に、所領を(自分の家臣に)封与することをえないからである」と言う。これは、言うまでもなく、(直接には)直前のレーン法二五・三・後段の(一般的)準則(の由つてきたるゆえん)を説明しようとしたものであるが、そこで言われているのは、要するに、(前の主君の後を継いだ)新しい主君は、(自分が)上級主君から所領の授封を受けるまでは、その所領(についてまだ(完全な)占有権ないし支配権をもつておらず、したがつてそれ)を自分の家臣に(又)授封することはできない、という趣旨のことである。これをレーン法二五・三・前段で扱われているケースについて具体的に考えてみると、次のことが分かる。

(前の)主君が死亡した場合、(その後を継いだ)若主君は(前述したレーン法二二・一の規定に従い)(亡父の死後)「一年と一日」以内に上級主君に対して(亡父の)所領(の授封)を希求しなければならぬ。若主君がこの「年期」(II「一年と一日」)内に上級主君から所領の授封を受けた場合には、家臣が若主君に所領の授封更新を求めべき「年期」は、(若主君はその時点ですでに所領についての(完全な)占有権ないし支配権をもっている)その時点から始まる。しかし、若主君が上級主君に所領(の授封)を希求すべき「年期」を懈怠した場合にはどうなるのか。仮にこの「年期」も「一年と一日」であるとすれば、(前述したレーン法四二・一から明らかのように)、若主君は所領について(おそらく「占有権」を

失うことにはなるもの)まだ「すべての権利」を失っておらず、上級主君は(それを(又)家臣に授封し、あるいは、彼に新しい主君を指定するためには)若主君からさらに所領についての「すべての権利」を(上級主君のレーン法廷の)判決をもって剥奪しなければならぬ。したがってこの場合、家臣が上級主君に対して所領の授封更新を求めるべき「年期」は、前の主君が死亡してから「一年と一日」ではなく、もつと(ないし、もう少し)後にならなければ始まらない。こうした(新しい主君による「年期」の懈怠が次々と起こる)場合を想定して「一般的な命題」の形で書かれたレーン法二五・三・後段では、家臣が(その都度)もつこうした「年期」を「いずれも六週と一年」としているのである。(なお、以上によって、レーン法三二・一の「年期」が息(封相統人)に対しある行為を求める規範命題であるのに対して、レーン法二五・三(前段と後段)の「年期」が、実質的には「主君」や「上級主君」または「そのまた」主君などが所領についての「すべての権利」を剥奪されるまでの「期間」としての性格を併せもっている、ということがはつきりする点に注意されたい⁽⁷⁵⁾。

以上の検討によつて、主君はいつまでに家臣から所領についての「すべての権利」を(レーンの法廷の)判決をもつて剥奪しなければならないのか、という前述の(レーン法六五・二二や四二・一についての)疑問も自ずから解決するであろう。言うまでもなく、家臣の「年期」が始まってから「六週と一年以内」(あるいは、「一年と一日」の「年期」が経過してから「六週以内」)に⁽⁷⁶⁾である。それだけではない。(もともとここでの検討の対象であった)レーン法一三・一では、レーンについて *rechle gewene* (の権利) が成立するために必要な期間が、なぜ「ラント法」(二・四四・二)とは異なり、「六週と一年」とされているのかという問題も、以上に検討してきた「レーン法」に(だけ)見られる「六週と一年」の「年期」と関連させて考えることによつて、以下のように解決することができるのである。

レーン法一三・一(bórbの件)は、家臣が「所領を(主君から)受領した後、六週と一年、主君(から)の(レーン法廷における)正式な異議(申立を受けること)なしに彼のゲヴェーレにおいてもっている(封)レーンとして)占有・支配し

ていた)場合、そうした事実を(AV・一〇三(fiefの件)の *wardia* の語に代えて) *de rechten were* と呼び、そうした家臣の所領(が主君から封与されたものであること)を主君が否認し(ようと)した場合、家臣に対して(まず)その(所領の六週と一年に及ぶ占有・支配の)事実を証人により立証することを求めている。なぜ「レーン法」(ないし、レーン法廷で所領の帰属が争われる事案)においては、「ラント法」(ないし、ラント法廷でそれが争われる事案)とは異なり、所領について *rechte were* (の権利)が成立するために「六週と一年」に及ぶ所領の占有(・支配)が必要なのか。先ほど「レーン法」における家臣の「年期」について挙げた事例の中から、(まず)レーンの「相続」の場合について考えてみたい。

ある家臣が息を遺して死亡した場合、(AV・二四に対応する)レーン法六・一によれば、その家臣の(「彼が主君から封与されて占有・支配していた」所領は、それについてのケヴェーレ(「占有権」とともに、(家臣死亡の時点で自動的に)息に「相続」される。しかし、(家臣の「年期」に関連して前述した)レーン法二・一によれば、息はこの場合、「一年と一日」以内に主君の許へ赴き、臣従礼(ないし、忠誠宣誓)を捧げて主君からその所領を受領しなければならぬ、とされる。もし息がこの場合、その「年期」を懈怠したらどうなるか。(前述した家臣の「年期」についての検討の結果を前提にすれば、「一年と一日」の「年期」が経過した時点で、(おそらく)息は所領についての「占有権」を(直ちに、ないし、自動的に)失うことになる。したがって、父が死亡した際の息による(亡父の)所領(の占有・支配)とそれについての占有権の「相続」は、息が(自ら)臣従礼を捧げて主君の家臣になりその所領を受領するまでの間(息による(亡父の)所領の占有・支配が「不法」なものにならないため)の暫定措置にすぎないことが分かる。⁷⁷⁾

しかし、主君は、(前述した)レーン法四二・一によれば、息が、「一年と一日」の「年期」を懈怠したからと言って、直ちに彼の(「彼が亡父から「相続」し(現に)占有・支配している)所領を取り上げそれについて自ら支配権を行使するわけにはいかない。主君がそうできるためには、「その(「家臣の「一年と一日」の年期の(「年期が経過した」後)に)「

レーン法廷(を召集し、その)の判決をもつて息から(改めて)その所領についての「すべての権利」を剥奪しなければならぬのである。したがって、もし「レーン法」(＝レーン法廷で扱われる事案)についても、「ラント法」(＝ラント法廷において扱われる事案)と同じく、家臣が(適法に)取得した「所領」を「一年と一日」(主君の正式な異議なしに)占有・支配していれば *rechte were* (の権利) が成立する、という準則を(機械的に)適用すると、家臣の所領についてまだ「すべての権利」が剥奪されないうちに *rechte were* (の権利) が成立することになり、主君が家臣から(適法に、ないし、法的手段を用いて)所領を取り上げるのは(少なくとも)著しく困難になりかねないであろう。そうした事態を回避するためには、「レーン法」では(＝レーン法廷で扱われる事案に関しては)家臣の所領について *rechte were* (の権利) が成立するために必要な所領の占有(・支配)の期間を(「ラント法」におけるよりも)(ながし(ておかなければならない。しかし、(前述した家臣の「年期」についての検討によって明らかのように)、主君は「一年と一日」の「年期」を懈怠した家臣からその「年期」が経過した後「六週」以内に所領についての「すべての権利」を剥奪しなければならぬ)のだから、家臣の所領について *rechte were* (の権利) が成立するために必要な期間を「六週と一年」にすれば、右のような事態を回避するのは十分に可能(なはず)である。*rechte were* が成立するために必要な期間に関しては「ラント法」と「レーン法」の間に「六週」の差が生じたのは、著者・アイケが以上のように考えたからではあるまいか。⁽⁷⁸⁾

以上の検討においては、◎の *lenes gewere* の語の補足について(ほとんど)触れることがなかった。それは、◎の補足が本稿の課題と(直接には)かかわらないからであるが、レーン法二三・一の検討の最後に◎の補足について次の二つのことだけを指摘して次のレーン法一四・一の検討に移ることにしたい。一つは、*lenes gewere* の語は(AVにも、それに対応するかに見える *warandia beneficii* および *beneficialis warandia* の語が姿を見せはするもの)「レーン法」で

はじめて明確に、(突き詰めて言えば)「(ある)所領をレーンとして占有(・支配)するための権原」という意味の「専門術語」(テクニカル・ターム)として用いられるにいたったものである(79)。もう一つは、次に検討するレーン法一四・一は、(この語を用いてはいないものの)実質的には *lenes gewere* にかかわる条項であり、レーン法二三・一が A V の対応条項よりも大幅に前方へ移されるに当たり、レーン法一四・一のすぐ前の位置が選ばれた理由は、*lenes gewere* に関する(内容上の)つながりによるものと推定できること(80)。以上二つのことがそれである。

(四)次に(その)レーン法一四・一について(81)。

レーン法一四・一(同じ)一つの所領は幾人も(≡複数)の主君(ないし、持主)のものであり(*maneges herren sin*) (≡複数の主君に属していることがあり)うる、それ(≡その所領)を(次々と)一人の者(≡主君)が他の者(≡主君)から(レーンとして)受領する(場合の)ように。けれども、(その所領についての)ゲヴェーレ、(*de gewere*)^(a)は一人の者のものでなければならぬ(≡ゲヴェーレをもつことができるのは一人の者だけに限られる)。(すなわち)、それ(≡その所領)を利用の中にまた収益の中にもち(*in nut unde in gelde hevet*)^(b)、そしてそこ(≡その所領)から賃料(ないし、小作料)を(*den tins*)^(c)を受け取っている者、女性であれ男性であれ、そうした者(だけ)がそれ(≡その所領)についてゲヴェーレ(*de gewere*)^(d)をもっているものであり、誰かがその(所領の)上で不法行為を働く(ないし、働いた)(*dar oppe misse dut*)場合、人(≡不法行為を働いた者)はその(≡所領についてゲヴェーレをもっている)者に対して責を負う(*antwarden*)^(e)べきである。けれども、その者(*de man*)⁽⁸²⁾が実力をもつて(*mit gewalt*)⁽⁸³⁾占有(・支配)している(*besit*)⁽⁸⁴⁾もの(≡所領)について)は、決して適法なゲヴェーレとは言わない

(*non recte were heten*)⁽⁸⁵⁾、人^(g)(*II*その所領を實力をもって奪われた者)がその實力(*de gewalt*)⁽⁸⁶⁾(ないし、その所領の實力になる占取)を *rechte Klage* によつて (*mit rechter Klage*) 追求し、そしてそのことを証人により立証することができる場合には。

これに対応しそのもどになった(と目される)AV一・三九と一・四〇は、次のようになっていた。

AV一・三九 (同じ) 一つの耕地 (*ager*) は幾人か (*II*複数) の主君のものであり (*multorum dominorum esse*) うる (*II*複数の主君に属していることがある)、(次々に) 一人の者 (*II*主君) がそれ (*II*その耕地) を他の者 (*II*主君) から (レーンとして) 受領する (場合の) ように。これ (*II*この耕地) についての占有 (*possession*)^(h) は、しかしながら、一人の者のものであるべきである (*II*一人の者しかもつことができない)。

AV一・四〇 もし誰か (*i*) の耕地の賃料 (ないし、小作料) (*agri censum*) 受け取っている者があれば、それが男性であれ女性であれ、(一般には) それ (*II*その耕地) についての占有 (*possession*)⁽ⁱ⁾ は、その者のものである (*II*その者がもっている) ことが知られる。しかしながら、それについて占有 (*possession*)^(k) があると判断 (ないし、判決) されるべき (*iudicetur*) でない、何であれ實力 (ないし、暴力) をもつて (*violenter*)⁽⁸⁷⁾ 占有されている (*possidetur*) ものは。

このレーン法一四・一は、すでに旧稿「ゲヴェーレ」において指摘したように、「ゲヴェーレ」に関する(かつての)支配学説により(誤つて)いわゆる「重畳的ゲヴェーレ」論の典拠とされたものであるが、これについてもまず対応す

るA Vの両条項(Ⅱ一・三九、一・四〇)と比較してみると、(実質的には)両者の間に次のような二つの相違があることが分かる。

「レーン法」では、①(b b bの件の)「それ(Ⅱその所領)を利用の中にまた収益の中にもち(そして)」の一文が補足され、②同じく(e e eの件の)「誰かがその(所領の)上で不法行為を働く(ないし、働いた)場合、人(Ⅱ不法行為を働いた者)はその(所領についてゲヴェーレをもっている)者に対して責を負うべきであり」が補足され、③(f f fの件の)A V(k k kの件)の *possessio* の語が *rechi were* に改められた上で、④さらに条項の末尾(g g gの件)に、「人(Ⅱ所領(のゲヴェーレ)を「実力をもって」奪われた者)がその実力(ないし、実力による所領の占取)を *rechte Klage* によって追求し、そしてそのことを証人により立証することができる場合には」の一文が補足されている。

これらの相違のうち、まず①の補足について——。この(*dat(gun) in nut unde in gelde hevet*という)補足が加えられる前のA V一・四〇の冒頭(i i iの件)の一文(Ⅱ「もし誰か(この耕地の) *censum* を受け取っている者があれば、…それについての *possessio* はその者のものである(Ⅱその者もっている)ことが知られる」)においては、A V一・三九で(同条の意味での) *possessio* の(唯一の)持主とされている者が「地代徴収者」(Ⅱ地主ないし領主)を指していることは疑問の余地なく明らかである。したがって、もし「レーン法」でこの件に補足が施されなかったとすれば、次のような(かつての支配学説を支えた)誤解は生じなかったはずである。「重畳的ゲヴェーレ、間接的および直接的ゲヴェーレ…の觀念は不動産法に由来する。人はある土地(*Grundstück*)を“*in nut unde gelde*”(nutとgeltの中に)もつことができる。その場合、それ(Ⅱ土地)を利用する(*nutz*)者も、地代(を)徴収(する)者と同じように、ゲヴェーレをもった(のである)⁽⁸⁹⁾」。そうだとすれば、この①の補足は後にゲヴェーレに関する学説史上(いささか)罪作りな役割を果たすことになったわけであるが、それを誤解した責任は、SSPの著者(アイケ)にあるのではなく、同書におけるnutとgeltの語の用例を

調べもせず、この箇所の *in nut unde (in) gelde hevet* の語を近代法の意味での「利益」を指すと速断した学説の側にある、と言わなければならない。

SSPにおける *nut* と *gelt* の語の用例については、すでに旧稿「ゲヴェーレ」において一通り検討をすませておいたが、そこではまだ SSP (テキスト) 成立史が視野に入っておらず、(具体的には) AV のテキストとの比較が行われていないので、その点(および、旧稿における遺漏)を補足しつつ(本稿の課題に即して)その要点を摘記すると、以下の通りである。

まず *nut* の語は、「ドイツ語第一版」|| Ordnung Ia のテキストに限ると、「レーン法」ではこの一四・一のほかに二条項に姿を見せる。そのうちレーン法三八・二の用例においては、(改めて後述するように)「所領を彼の *were mit der nut* の中にもつ」のは「家臣」と明記されているが、この条項は AV に対応条項がなく「レーン法」で補足された(と目される)ものである。レーン法六五・二二の用例は、すでにすぐ前の本節(四)で「六週と一年」の「年期」に関連して述べておいたように、主君が(問責するためにレーン法廷に召喚したにもかかわらず最後まで出頭しなかった)家臣から判決をもって剥奪した所領を一年と一日 *ane nut unde ane gelt* (の状態)で占取する、というものであるが、これによって、(少なくとも)それ(=所領が判決をもって剥奪される)まで所領を *in nut unde in gelde* (の状態)もっていたのは(その)家臣であることが分かる。さらに、同条で右の語が姿を見せる箇所は、(対応する) AV 二・二九では(単に) *absque redditibus* になっており、(すぐに後述するように、AV 一・六七の *redditis* の語が、対応するレーン法二六・二では *set* と訳されていることから見ても)、*ane nut (unde)* の語は同条で補足されたもの、と考えられる。つまり、「レーン法」の三条項に姿を見せる *nut* に(直接に)対応する語は、AV ではまだ用いられていなかった(と考えられる)のである。

これに対して、「ラント法」では、*nut* の語がすでに三つの条項に姿を見せ、そのうちの二つ(=三・三七・三)では、

家畜を飼育している者(おそらく、農民)が「利益」を得る、という意味で用いられているが、それ以外の二つの条項(二・二八と二・三二・二)では、いずれも *in sine nut keret* (＝「彼(＝自分)の利用に向ける」) という形になっていて、その主語(＝自分の利用に向ける者)はいずれも「裁判官」、その目的語(＝彼によって利用されるもの)は(二・三二・二では、死刑に処せられた犯人の遺した)「盗品」あるいは(二・二八では、相続人なしに残された)「遺産」である。⁽⁹¹⁾ さらに後者(二・二八)に関連して、(ラント法三・八〇・一では)、相続人なしに遺されたアイゲンについて、(プフレークハフテと同格の)「ピーアーゲルデ」から遺された三フーフエまたはそれ以下のアイゲンはシユルト、ハイス、職に、また誰からあれ三〇フーフエまたはそれ以下のアイゲンが遺された場合には、グラーフ、職に帰属する、とされている。それによって、後者(＝二・二八)の「裁判官」が(具体的には)「グラーフ」あるいは「シユルトハイス」を指していることが分かるだけでなく、グラーフの裁判集會に参廷義務を負う「参審自由人」はもとより、シユルトハイスのそれに参廷義務を負う「ピーアゲルデ」も、(後者については、彼等が遺した(＝生前その持主であった)「アイゲン」に限る限り)「小作人」では(あり)えない、ということも分かるはずである。⁽⁹²⁾ こうした「ラント法」における用例が「レーン法」における *em* の語の補足に先行していたとすれば、後者の用例に対する前者の影響を(少なくとも頭から)無視することはできないのではないか。

もう一つの *gelt* の語は、(同じく「ドイツ語第一版」のテキストに限ると)、「レーン法」ではこの一四・一のほかにも五条項に姿を見せる。⁽⁹³⁾ これらのうち、レーン法二六・二と六五・二一の *gelt* の語は、(*em* の語に関して前述したように)、AV・一・六七と二・二九の対応箇所では *redius* (＝ *Einkunt*) または *redditibus* (＝ *Einkünfte(n)*) となっていたものであり、レーン法六九・二のこの語は、AV・二・五八では対応する語が見られない箇所に補足されたものであるが、これらの条項と同じく「収入、ないし、収益」を意味している。またレーン法二六・三と六五・七の *gelt* の語は、

対応する AV 一・六九・a と二・九ではいずれも *cessum* (≡ 賃料ないし小作料) となっていたものであり、特に六五・七の用例については、同じケースを扱ったラント法一・五四・一の対応箇所でも *tus* (≡ *Zins*) の語が用いられていることによって、(AV の対応条項を参照するまでもなく) それが「賃料(ないし、小作料)」の意味で用いられているのを確認することができる。⁽⁹⁴⁾ その「ラント法」においては、*geit* の語が多くの特項で(土地ないし所領にはかわりなく)「債権」・「債務」、「金(銭)」、「贖罪金」、(それらの)「支払」などの意味で用いられているが、(前述した一・五四・一を承けた)一・五四・四では(小作人が主人(ないし、領主)に支払うべき)「賃料(ないし、小作料)」の意味で、また二・五八・二では(レーン法二・一で授封の目的物とされている)「粉碾場(≡ 水車場)、税関(ないし、関税徴収権)、造幣所(ないし、貨幣鑄造権)、葡萄園」の(賃借人がそれらの賃貸人(≡ 持主)に支払うべき)「賃料」の意味で用いられている。これらの(*geit* の語が「賃料」ないし「小作料」を指す)用例すべてにおいて *geit* を受け取るのはいずれも「家臣」(または、「主君」)あるいは「主人(≡ 領主)」(ないし、「持主」)であって、「小作人」(ないし、賃借人)に言及される場合には、必ず *geit* を(受け取るのではなく、それを)支払う(べき)者としてである。

以上の検討によってすでに、①(≡ *b b* の件)で補足された(*de*) *in nut unde in gelde hevet* の語は、その後には続く(*c c* の件の、AV 一・四〇の *i i i* の件に対応する)一文に見られる、「そこ(≡ その所領)から賃料(ないし、小作料)を受け取っている者」を指していること、したがって、この件を(近代法の意味における「用益」を指すと解し、それを根拠にして、小作人(≡ 賃借人)も小作地について「直接的ゲヴェーレ」をもつと考えるのは、誤りであることが明らかにしたはずであるが、念のために次のことを付け加えておきたい。

(AV に対応条項がなく、「レーン法」で補足されたと目される)レーン法六〇・二は、まず、「なんびとも、賃料(ないし、小作料)と引きかえに(*to tise*)あるいは貢租とひきかえに(*to ples*)⁽⁹⁷⁾貸し出されている粉碾場(≡ 水車場)および

び造幣所(ないし、貨幣鑄造権)およびあらゆる種類の税関(ないし、関税徴収権)および耕地(hufe)および所領(gut)を、もう一度賃料(ないし、小作料)と引きかえに貸し出し……てはならない」とした上で、「誰であれ小作地(ないし、上記の賃借物)を適正に所持しようとする者は、その者自身が、あるいは、彼が食事と賃銀(を与えること)によつて給養している彼の下僕が、それを耕作し(arbeiten)(あるいは、そこで労働し)なければならぬ。彼がそれを賃料(ないし、小作料)と引きかえにあるいは貢租と引きかえに他の者(たち)に貸し出すならば、彼自身が不法な小作人(ないし、賃借人(en unechte iusman)になるのである)」、と明言している。小作人(や賃借人)が小作地や(賃借物)を又貸しして、そこから賃料(ないし、小作料)や貢租を取り立てるのは、そもそも「不法」(法的には許されないこと)なのである。⁽⁹⁸⁾

次に②の補足について——この(e e)の件は、「誰かがその(≡複数の主君から順次封与されてきた)所領の上で不法行為を働く(ないし、働いた)(misse die)場合」、その者が「責を負う(antworten)」^(98a)のは、(その所領を(順次)封与した複数の主君に対してではなく、その所領について)①に関して前述した意味で(ゲヴェーレをもっている(つまり、それを——さらに自分の家臣に(又)授封するのではなく——小作人に貸し出してそこから小作料や貢租を受け取っている)者)に対してである、ということ述べている。

これによつて、SSP(を「ラント法」から通読してきたその)の読者は、ラント法一・五七を想起する(ないし、せざるをえない)ことになる(はずである)。同条は、「たとえある所領が、それを(次々と)一人の者が他の者から(レーンとして)受領している(場合の)ように、幾人かの者(ないし、家臣)のものであるとしても」という、このレーン法一四・一の冒頭と(ほとんど)同じ文から始まつて、「人がその所領の上でなす(ないし、なした)(dun)こと、それを(ないし、それについて)(その)人が償う(ないし、賠償す)(beten ≡ büßen, Genugung machen)べきは、それ(≡その所領)を ledichke were の中にもつてゐる(in ledichken weren heyet)者に対してであつて、他のいかなる者(≡その所領)を(順

次)封与した主君たち)に対してでもない」と言う。レーン法一四・一の e e e の件をこのラント法二・五七(後段)と較べてみると、前者が後者にもとづいて補足され、後者と同旨のことを述べようとしたものであることは明らかであろう。⁽⁹⁹⁾しかし、われわれにとつてもっと重要なのは、以上のラント法二・五七を参照することによって、レーン法一四・一(d i d の件)で(それ||その所領について)「gewereをもっている」と言われているのは、ラント法二・五七(後段)で(それ||その所領を)「ledicheke were の中にもっている」と言われている(ないし、いた)のと同じ事態を指している、と確認できることである。

それでは、ledicheke were とは何を意味し、いかなる事態を指しているのか。(ledicheke の語のもとになった) ledich の語は *heil* を意味する形容詞であるが、——これもすでに旧稿「ゲヴェーレ」で述べておいたように——、SSP においては、それが(「人」にかかわる場合は除き)「物」にかかわる場合に限ると、家臣が主君から封与された所領(ないし、レーン財)を自分の家臣に又授封することなく(したがって、それをひきつづき自ら保持することもでき、あるいは、自分の家臣に又授封することもできる、という意味で)「自由な状態で」占有・支配していることを指している。このことから、ラント法二・五七の *in ledicheke weren hevet* も、「(主君から封与された)所領を(自分の家臣に又授封することなく)自ら占有・支配している」という意味であることが分かるであろう。

レーン法一四・一では、所領について「gewereをもっている」のは、(b i b と c i c の件の)「それ(||所領)を *nur* の中にまた *heil* の中にもち、そこ(||その所領)から賃料(ないし、小作料)を受け取っている者」である。それと同じ者を指して、ラント法二・五七では、以上に述べた意味で「それ(||その所領)を *ledicheke were* の中にもっている者」と言っている(ないし、いた)のである。それによって、「それを *in* の中にまた *heil* の中にもつ」という表現について述べた上述の私見が裏づけられることは、改めて指摘するまでもあるまい。また、(レーン法一四・一、b i b の件と同じよ

うに、*mit*の語を用いている(レーン法三八・二)〔たとえ家臣がその所領を *mit* を伴う彼の *were* の中に (*in sinen were*) もつていても、そのことのゆえに彼の主君から、*de lenes gewere* (＝その所領について上級主君に対する関係ではレーン(として)の占有権)がその分だけ遠去けられることはない〕の *were mit der mit* の語が、ラント法二・五七の *ledicheke were* と同じものを指していることも分かるはずである。⁽¹⁰⁾

しかし、この *ledicheke were* (の語ないし概念)については、さらに二つのことを注意しておかなければならない。一つは、所領を「*ledicheke were* の中に」もっているのは、必ずしもレーンのピラミッドの最低辺に位置している家臣には限らない、ということである。もちろん、(最も低い)第七シルトをもつ者が所領を封与された場合には、彼は(法的には)それを(さらに)又授封することはできないから、⁽¹⁰⁾すべての所領を「*ledicheke were* の中に」もつことになる。しかし、その所領を順次(この家臣にいたるまで)封与してきた(複数の)主君も、彼が(その主君から)封与された所領のすべてを自分の家臣(たち)に封与せず(その一部を自ら占有・支配している場合には、彼はそうした所領についてはそれを「*ledicheke were* の中にもつていない」ことになる。もう一つは、この *ledicheke were* の語は、ある意味では(＝家臣が彼に封与された所領を「自ら」(直接に)占有・支配している事態を指しているのだから、その意味では——「そうしようと思えば——)「直接的、ゲヴェーレ」と訳すこともできるものであるが、それについては次のことを忘れてはならない、ということである。すなわち、この「直接的ゲヴェーレ」は、(かつての支配学説がそう考えたように)「シルト＝レーン能力をもたない)小作人や農民がそれをもつことは決してなく、それをもちうるのは(シルト＝レーン能力をもち)「封建身分」に属する者に限られる、ということがそれである。因みに、SSPには(かつて支配学説の説いた)「間接的、ゲヴェーレ」に当たる語(ないし、*ledicheke were* や *lenes gewere* のような特定の「専門術語」)は存在せず、家臣に封与した所領について主君がもつ「権利」は、(強いて言えば)主君が上級主君に対してもつ(*lenes gewere* (の権利))＝所領を(レーンとし

て)占有・支配する(権利)の中に包摂されているにすぎないのである。⁽¹⁰⁵⁾

残りの③の改訂と④の補足は、相互に関連しているので、一括して検討することにする。

レーン法一四・一はその末尾の一文で、「その者(ないし、その家臣)が実力をもって占有(・支配)しているもの(「所領」)⁽¹⁰⁶⁾について、A V 一・四〇(k i k の件)の Possessio の語に代えて(f i f の件)recht were の語を用いた上で、「決して recht were とは言わない」と述べ、さらにその文末(g i g の件)に(A V 一・四〇には見られなかった)「人(「その所領を実力をもって奪われた者)がその実力(ないし、その所領の実力による占取)を recht klage によって追求し、そしてそのことを証人により立証することができる場合には」という一文を補足している。

このうち文末(g i g の件)に補足された一文は、(前出一・二)に掲げた(レーン法一一・一の(a i a の件の後につづく)「彼(「家臣)がそれ(「彼から実力をもって奪われた所領)を recht klage によって追求しているものについては」、および、(その末尾に補足された、c i c の件の)「彼(「その家臣)がその recht klage について証人をもって限る限り」、と実質的には同じものであり、前出・二)でレーン法一一・一について補足的に述べたように、(本稿の冒頭、「はじめに」・二)に掲げた)ラント法二・四四・一とのつながりは明らかであろう。この(ラント法二・四四・一との)つながりは、本条(「レーン法一四・一」)の場合、さらに(対応する)A V (k i k の件の)Possessio の語を(f i f の件で)(ラント法二・四四・一で明確に「定義」されている)recht were の語に変えたことによってさらに裏づけられる。したがって、そうしたつながりを前提にすれば、本条・末尾の一文中の(そうした所領)については「決して recht were とは言わない」の件は、「たとえ彼(「実力をもってその所領を奪った者)がその所領をいかに長く(一年と一日の期間をこえて)占有(・支配)しようとも」という含意をもつ、と理解しなければならぬであろう。⁽¹⁰⁶⁾

これに対して、本条(「レーン法一四・一」)のもとになったA V 一・四〇の末尾の一文では、(単に)「何であれ実力

(ないし、暴力)をもつて (violenter) 占有されているものは、「…それについて possessio があると判断(ないし、判決)されるべきでない」となされているだけで、*iusta warandia* や *iusta qu(a)erimonia* については言及されていない。もちろん、この件で *violenter* の語が用いられていることを脳裡に刻みこんだ読者が、A V のテキストをさらに (一)・(五)に掲げた (三)・一四まで読み進み、その冒頭の一文で用いられている *vim* の語を手がかりにして、この一・四〇末尾の一文で「それについて *possessio* があると判決されるべきでない」と言われていたのは、もしかして (三)・一三や三・一四で問題になっている (ラ、¹⁰⁶ント、法廷における (in iudicio) 審理を (も) 念頭に置いたものではないか、と考える可能性がまったくないとは言えないかも知れない。⁽¹⁰⁶⁾ しかし、A V 三・一四で (三)・一三を承けて) *iusta quaerimonia* と言われているのは、主君から「暴力」を加えられた家臣がまず (主君の) レ、¹⁰⁷ン、法廷で主君を追及すべき訴えのことである。したがって、右のような読者といえども (あるいは、そうした読者であればなおさら)、A V 一・四〇 (末尾) の「暴力をもつて」所領を奪われた家臣がラ、¹⁰⁷ント、法廷で起こす訴えも (まして、そうした訴えこそが) *iusta quaerimonia* と呼ばれる (べきである) などと考える余地はまったくない、と断言することができる。A V の *iusta qu(a)erimonia* と *S P D* の *rechte Klage* の間の懸隔はそれほどまでに大きいのである。

(五) 次にレーン法三三・一について。

レーン法三三・一 ^(a) ある主君が (レーン法廷の判決により強制されてそうするのではなく) ⁽¹⁰⁷⁾ 自分の意思(ないし、裁量)によって (*van nutwillen*) 彼の家臣に何か (|| 所領) を封与し (たにもかわらず)、彼 (|| 主君) がそれ (|| その所領) について彼 (|| 家臣) を保障する (*weren*) ことができないならば、彼 (|| 主君) は彼 (|| 家臣) に対してそ

れ(Ⅱその所領)を補償すべきである。^(a)ただし、^(b)その家臣が彼の年期内に懈怠することなく(sek binnen siner jarit nicht ne versume)(Ⅱ彼の年期を懈怠してそれに遅れることなく)、彼(Ⅱ家臣)が彼(Ⅱ自分)に封与された所領を占取し(sek underwinde)^(c)、^(d)そしてそれ(Ⅱ家臣が占取した所領)を誰かが彼(Ⅱ家臣)から奪う(mimn)(ないし、奪った)場合には、^(c)彼(Ⅱ家臣)はその後彼の(Ⅱ彼に許された)法定の期間内に(binnen siner rechten tit) rechte klage(を起こし、それ)によつて(mit rechter klage)それ(Ⅱその所領)を追求することを要する。^(d)^(e)このことを彼(Ⅱ家臣)がなさないならば、主君がその所領について彼(Ⅱ家臣)に対して補償することはない(Ⅱ補償するに及ばない)。^(e)

これに対応しそのも^(a)と^(b)になつた(と目される)AV一・八六は、次のように(きわめて)短かいものであつた。

AV一・八六 ^(a)主君がいづれかの家臣に、何か(Ⅱある所領)を自分の意思(ないし、裁量)に従つて(secundum libitum)⁽¹⁰⁷⁾封与し(たにもかかわらず)、それ(Ⅱその所領)について彼(Ⅱ家臣)の保障人(warandius)になることができなかつたならば、(彼Ⅱ主君は)封与されたもの(Ⅱ所領)を補償することになる(ないし、しなければならぬ)。^(a)⁽¹⁰⁸⁾

つまり、レーン法三三・一は、冒頭(a→a)の件だけがAV一・八六に対応し、それにつづく「ただし」以下はすべて(AVに対応する文がなく)「レーン法」で補足された(と目される)ものである。そのうち特にb→bの件の原文にはかなり難解な(あるいは、誤解を生じやすい)表現(や構文)が含まれているが、この条項の論旨は以下のように理解す

ることが出来る（むしろ、以下のように理解しなければならない）。

この条項は、まず a—a の件で（A V—八六と同じく）、主君が（レーン法廷の判決によってその意に反する授封を強制されたのではなく⁽¹¹⁰⁾）家臣に（ある）所領を自分の意思（ないし、裁量）に従って封与したにもかかわらず、その所領について家臣を保障できなかった場合は、主君は家臣に対しその所領について補償しなければならない⁽¹¹¹⁾、という「原則」を説く。念のため一言すると、主君が所領について家臣を「保障する」（A Vでは、「家臣の」保障人になる）というのは、主君が法廷で「その所領は確かに自分が（その家臣に）封与したものである」と証言して、それを「貫徹する」（「法廷に認めさせる」）ことであり、したがって、（主君から家臣に封与された）所領（の帰属）をめぐって家臣と（主君や家臣仲間以外の）第三者の間で係争が生じ、しかもその係争が法廷（にもちこまれてそこ）で争われることが前提になっている⁽¹¹²⁾。

A V—八六はここで（あるいは、これだけで）終っているのに対して、レーン法三三・一は、その後（前述したように）かなり長大な補足を加えている。それが右の「原則」の「例外」を明らかにするために補足されたものであることについては、その（e—e の件の）末尾の一文（「主君がその所領について彼（「家臣」）に対して保障することはない（「補償するに及ばない」）から疑問の余地がない。しかし問題なのは、（前述したように、難解な表現（や構文）をも含む）そこにいたる（b—b から d—d までの）件である。

そこでは、（右の「原則」の）「例外」がそれとして（正面から直接に）説かれるのではなく、家臣が主君から（主君が保障できなかった）所領の補償を得るための要件を挙げた上で、（e—e の件の冒頭で）「このことを彼（「家臣」）がなさない」場合にその「例外」を認めるといふ（間接的な、しかも原文では二重否定の形の）説明になっているため、（それを率然と読んだだけでは）次のような誤解を生む余地が残っているのではないか、と危惧される。

具体的に言えば、そこでは①まず（b—b の件で）主君から所領を封与された家臣が彼の「年以内に」（おそらく、「一

年と一日以内に) 遅滞なく所領を占取すべきことを述べ、②次いで(c i cとd i dの件で)その後家臣が誰かにその所領を奪われた場合には、「法定の期間内に」(後述するように、同じく「一年と一日」以内に) *rechte Kage* (を起し)、それによって所領を追求することを求めた上で、③(e e eの件で)「このことを家臣がなさない」場合について(主君には補償義務がないと)論じている。したがって、これを率然と読むと、③の「このこと」が①と②の双方を承けている——換言すれば、②の所領を奪われた家臣が「法定の期間内に」*rechte Kage*によって所領を追求しない場合だけでなく、①の家臣が「年期限内に」遅滞なく所領を占取することを怠った場合にも、主君は(家臣を保障できなくても)家臣に補償するには及ばない——というように誤解される可能性がある⁽¹¹³⁾のである。

しかし、それが「誤解」にすぎないことは、(特に)主君が家臣に新たに所領を封与した場合について、その家臣が所領を「年期限内に」占取しなければどうなるか、を考えてみればはつきりするはずである⁽¹¹⁴⁾。この場合、(おそらく)家臣はその所領を(占有・支配する意思がなく)「手放した」と見なされ、(その場合と同じように、主君による問責の手續を要するにせよ)、所領(の占有権)は(家臣から判決をもって剥奪されて)主君の手に戻ることになる、と考えられる⁽¹¹⁵⁾。しかし、もっと重要なのは次のことである。(右の(四)で検討した)レーン法一四・一によれば、(ある)所領の上で不法(行為)を働いた者が責を負わなければならないのは、その所領について(同条の意味で)「ゲヴェーレ」をもっている(≡その所領を自分の家臣に(又)授封することなく直接に占有・支配している)者に対してである。したがって、主君から「新たに」所領を封与された家臣は、それを「占取」(≡占有・支配)しない限り、たとえその所領を誰かに奪われても、それについて(訴訟当事者として)法廷で訴えを起すことができず、したがって法廷で主君が彼を保障する必要も生じない、ということになるのである⁽¹¹⁶⁾。

以上の検討によって、③の「このこと」が、①・②の双方を(並列的に)承けているのではなく、(①は②の「前提」

にすぎず、その①を前提にした②だけを承けていること——換言すれば、主君から封与された所領を遅滞なく占取した家臣が、その後誰かに所領を奪われた場合に、「法定の期間内に」*rechte Klage*（を起し、それ）によって所領を追求することを指していること——が明らかになつたはずである。

本条・e e eの件は、「このことを彼（家臣）がなさないならば、主君が彼（家臣）にその所領について補償することはない（補償するに及ばない）」、と言う。なぜこうした場合が（本条・a a aの件で述べられている「原則」について、その）「例外」とされるのか、SSPを「ラント法」から通読してきた読者にとつては、その理由が次の点にあるのを理解するのは、さして難しいことではあるまい。

前節・(四)の③で述べておいたように、「ラント法」で「不動産訴訟」を扱つた一連の条項群の先頭に位置しているのはラント法二・四二・一であるが、そこで扱われているのは、ある家臣が主君を異にする他の家臣を（所領を不法に奪つたとしてラント法廷で）訴えるケースであり、同条によれば、この場合、原告と被告の双方が次の裁判集會に彼等の保障人 (*gewere*)（主君）を連れてこなければならず、（次の裁判集會で、出廷した主君によって）保障される (*gewert wert*)（なごし、された）者が勝訴し、（その）保障人 (*des gewere*) が出廷しない（ないし、しなかつた）者は敗訴する。主君による保障が必要になるのは（ほかならぬ）こうした場合なのであり、レーン法三三三・一とこのラント法二・四二・一のつながり（前者・後段の補足が後者のケースを念頭に置いて行われていること）は、（両者に共通に見られる）(*ge)waren*（保障する）の語によって（も）確認できるはずである。⁽¹¹⁸⁾

さらに（その少し後に位置し、同じく「不動産訴訟」にかかわる）ラント法二・四四・一からは、「はじめに」・(一)で指摘しておいたように、もし所領を不法に奪われた者が「一年と一日以内」に *rechte Klage* を起こして所領を追求しないと、相手方（がその所領を「一年と一日」誰からも（法廷で）正式な異議（申立を受けること）なしに占有・支配していたこと

を立証すれば、相手方)には(事実上) *rechte were* と同じ「権利」が成立してしまう(おそれがある)——つまり、そうした場合には、主君は(たとえ家臣に適法に封与した所領について「保障」しようとしても)自らの責によらないで、家臣を「保障する」ことができなくなる(可能性が高い)、と考えなくてはならないのである。そうした場合に主君は家臣にその所領について補償するに及ばない、とされるのは(むしろ)当然である⁽¹⁹⁾。

以上の検討によって、このレーン法三三・一における(b・bの件以下の)補足が「ラント法」(二・四二・一と二・四四・二)における記述を前提に行われたものであることはすでに明らかと思われるが、その点に関連して、念のため二つのことを指摘しておきたい。①「ラント法」(の両条項)を参照することによって、本条(d・dの件)の「彼の法定の期間(内に)」というのは、具体的には「一年と一日(以内に)」の意味であると確認できること。②本条(同じくd・dの件)で *rechte Klage* の語が用いられていることによって、本条が(その語が姿を見せる)ラント法二・四四・一を前提にしているだけでなく、逆に、(本条と同じ事案を扱っているにもかかわらず、その語が姿を見せない)ラント法二・四二・一で扱われているケースも *rechte Klage* の一例であり、したがって、同条に後続する「不動産訴訟」に関する諸条項も *rechte Klage* の具体例である、と確認できること。以上二つのことがそれである。

(六)次に(「レーン法」における *rechte Klage* の語の用例の最後に)レーン法六八・二を検討しなければならぬが、この条項についてはすでに前出(一・四)において(対応する)AV二・四九とともに邦訳・引用した上で一応検討しておいたので、ここでは次のことを補足的に述べるにとどめたい。

SSPを最初から通読してきた読者は、本条を読む前に、(前節で扱った)「ラント法」(一・七〇・一、二・二四・一、二・四四・一)の諸条項、および、(本節・(五)までに扱った)「レーン法」(二・一・一、一三・一・一、一四・一、三三・一)の諸

条項において、すでに *rechte Klage* に関する記述に出会っている。したがってそうした読者が、本条の *rechte Klage* の語を、(単に(所領を不法に奪われた)家臣が所領を取り戻すためにラント、法廷で起こす(べき)訴えを指す、と理解するだけでなく)、右の(五)で述べたように、(家臣に封与した所領についての主君による「保障」の問題を論じた)レーン法三三・一を介して、本条で扱われているケースと(主君を異にする家臣間で争われる所領の帰属をめぐる係争を扱い、主君による保障を決め手とした)ラント法二・四二・一で扱われているそれとのつながりを読み取る(二两条項で扱われているのは(実質的には)同じケースであることに気づく)のもさして難しいことではあるまい、と考えられる。⁽¹²⁰⁾

しかし、その反面、そうした読者ももしかして次のような疑問を抱く(ことになる)かも知れない。すなわち、レーン法三三・一(の後段)では、所領を奪われた家臣が「彼の法定の期間内(一年と一日以内)に」*rechte Klage* (を起)し、それによって所領を追求しない場合は、(右の(五)で述べたように)、主君が家臣を保障(したくても、そう)できなくなるということ——したがってその場合、主君も(家臣に封与した)所領を失う(おそれがある)こと——が前提されている(はず)なのに、このレーン法六八・二では、「彼(家臣)がその(所領を奪われた)ことを主君に知らせない(ないし、知らせなかった)場合、および、彼(家臣)がそれ(所領)を *rechte Klage* によって追求しない(ないし、しなかった)場合」に(も)、家臣は主君に罰金を支払わなければならない、とだけ定められている。この場合、(家臣の懈怠によって主君が所領を失うことにならかねないのに)、家臣は主君に罰金を支払うだけですむのか、という疑問がそれである。

こうした疑問に関して、まず指摘しなければならないのは次のことである。このレーン法六八・二は、前出一・(四)で述べたように、主君から問責された家臣が主君に罰金を支払うべきケースを列挙した条項群に属しており、その意味では、家臣の懈怠によって(彼から)奪われた所領を主君が取り戻すことはできるのか、という問題に触れていないのは(むしろ)当然である、ということがそれである。(つまり、本条を含む一連の条項群の狙いは、むしろ、あらかじめ主君

に罰金を支払うべきケースを明示することによって、そうした事態が生ずることを未然に防止しようとする点にある、と考えられるのである。しかし、右の疑問に關してはもう一つ指摘しなければならないことがある。

レーン法四八・一(ⅡAVI・一二三)は、ある主君が自分の家臣に封与していた所領をその家臣が知らない間に(Ⅱ家臣に知らせずに)自分の主君(Ⅱ上級主君)に返還した場合、家臣の(上級主君に対してその所領の授封更新を求めるべき)「年期」は、主君が家臣にその事実を知らせ(るなど、家臣がその事実と知つ)た時に始まる、としてゐる。⁽¹²¹⁾また(「レーン法」で補足された、と目される)レーン法三八・一は、ある家臣が自分の主君から受領した所領を上級主君(から受領したかのように彼)に返還し、しかもそれが上級主君からその家臣に再び封与されて、家臣がそれを一年と一日正式な異議(申立を受けること)なしに占有して(behalt)⁽¹²²⁾いた場合について、下級主君がはじめてその事実を知つた時に訴えを起こしてそれを(上級主君のレーン)法廷へ持ち出し(mit Klage bringen)⁽¹²³⁾、自分は自分の「年期」の間その所領が上級主君に返還されたことを知らなかつた旨の(雪冤)宣誓を行えば、(上級主君のレーン)法廷は、下級主君と家臣の双方に対してその所領を上級主君から受領した時期について立証を求め)、sine erste Leases gewore(Ⅱ自分が最初にその所領を授封されたこと)(上級主君の)家臣と自分とも七人(の証人)によって立証できる者が、その所領を取得(ないし、保持)することになる、としている。

この兩条項に共通に見られるのは、家臣または下級主君の(所領の授封更新または引渡しを求めるべき)「年期」は、(上級主君に)所領が返還された事実を彼(等)が知つた時に始まる、とされていることである。もちろん、兩条項で述べられているのはレーン法に屬する事案についてであつて、ラント法に屬する事案についても同じ準則が適用されることを明示的に述べている条項は存在しない。しかし、これらの兩条項によつて、レーン法六八・二のケースについても、家臣が rechte Klage を起すべき(一年と一日の)「年期」を懈怠した場合、その後主君が自ら所領を取り戻すべく rechte

Klageを起こし、自分は「年期」の間その所領が（家臣から）奪われたことを知らなかつた旨（雪冤）宣誓を行えば、所領を奪つた者による（その所領を、一年と一日（以上）、平穩に占有・支配していたという *rechte weite* の）主張（やその立証）を破ることも（少なくとも、端から）不可能なわけではない、ということが示唆されているのではあるまいか。⁽¹²⁴⁾

(七) 右の(六)でレーン法六八・二について（補足的に）検討した際に、（A・Vに対応条項のない、つまり「レーン法」で補足された）レーン法三八・一において、（上級主君の）レーン、法廷で起こされる「訴え」について（*mit rechter Klage*）ではなく、形容詞・*rechter*）を伴わない）*mit Klage*の語が用いられている、ということに触れる機会があつた。⁽¹²⁵⁾しかし、この（形容詞・*rechter*）を伴わない）*Klage*の語は、「ドイツ語第一版」*Ordnung Ia*のテキストに限ると、「レーン法」のさらに二つの条項に姿を見せる。本節の最後に、念のため、これらの（単なる）*Klage*の語が（ラント法廷とレーン法廷のうち）どの法廷で起こされる訴えを指して用いられているか、という問題を検討しておくことにする。

まず簡単な方から始めると、（同じくA・Vに対応条項のない）レーン法四三・一は、「主君が彼の家臣から、他の家臣の訴えによつて（*dorch enes anderen mannes Klage*）、所領（の占有権）を判決をもつて剥奪する（ないし、した）（*verdelt*）場合」について、「主君は、訴えた者（＝原告）に対して、——以前にはその所領（の占有権）を判決をもつて剥奪された者（＝被告）もつていた——その所領のゲヴェーレ（＝占有・占有権）の中へ入るよう、指定（ないし、指示）す（*in de gewere des gudes wissen*）べきである。しかしながら、かの（所領（の占有権）を剥奪された）者（＝被告）は、彼の（占有・支配していた）所領を引戻すべき彼の年期をもつ（＝一年と一日以内にその所領を引戻すことができる）」⁽¹²⁶⁾、と言ふ。

この条項で扱われているのは、（同じ主君をもつ）ある家臣が他の家臣（仲間）から（後者の所領を奪つたとして）訴えられ（て）、三度、裁判期日を定めて（彼等の主君のレーン、法廷に）召喚され）たにもかかわらず（最後まで）出頭しなかつた場

合のことであり、こうした場合、その(訴えられた)家臣からは(本節・(三)で言及したレーン法六五・二一の場合と同じように)その所領(の占有権)が判決をもつて剥奪されるが、(同条の場合とは異なり)、その時所領(の占有権)を取得(してそれを「占取」)するのは、(主君ではなく)彼を訴えた家臣(「原告」)であること、しかしながら、所領(の占有権)を剥奪された家臣は、(同条の場合と同じく)、一年と一日以内にその所領を引戻し(改めて)(主君の)レーン法廷で(彼を訴えた)他の家臣に応訴できること、を述べたものと解される。この場合、「他の家臣のKlage」が(彼等の)主君のレーン法廷で起こされることについて疑問の余地はないであろう。⁽¹²⁶⁾

もう一つ(いささか厄介なのは、(これもA Vに対応条項のない)レーン法二二・四の場合である。この条項は、「しかしながら、いつであれ家臣から彼の所領が実力をもつて(「不法に」)奪われる(ないし、奪われた)(mit gewalt genommen wert)場合は、その(所領を奪われた)者は彼の訴え(sine Klage)を毎年更新しなければならぬ」と言う。この条項(だけ)を(直近の諸条項と切り離して)読むと、(それよりも前に位置する前出一・(二)で邦訳・引用したレーン法一一・一「「いずれの所領であれ人(「誰か他の者)がそれを(その)家臣から実力をもつて、(「不法に」)奪い、(mit gewalt nimt)…」を想起すればなおさらのこと)、そこで言われているsine Klageは(それよりも前のレーン法一一・一、一三・一、一四・一に姿を見せた)rechte Klageを指す(あるいは、少なくともそれをも含む)、と理解することになるのではあるまいか。⁽¹²⁷⁾

しかし、この条項の直前に位置するレーン法二一・三は、家臣(の息)が主君に対し臣従礼(ないし、忠誠宣誓)を捧げて(亡父の)所領の授封を求めた時、主君が「彼を家臣として受け入れることを不法に、(mit unrechte)拒む(ないし、拒んだ)場合」について、次のように述べている。すなわち、こうした場合、家臣は(亡父の)所領を(主君に対する)勤務なしに占有することができ(Besitz)、⁽¹²⁸⁾しかも家臣がこのことについて証人をもちその証人が生存している限り、二度と再び主君に対して所領の授封を求めるに及ばず、その所領を自分の家臣に(又)授封し、(自分が死亡した時)それを

息に相続させることもできる、と。⁽¹²⁹⁾同条はその理由を、「彼(Ⅱ家臣)は、彼(Ⅱ自分)に対して(主君により)それについて法(的義務の履行、ここでは「授封」)が拒絶された(reches gewewert was)所領を適法に(mit rechte)(取得して)保持した(ことになる)」、という点に求めている。

前出(一・四)で検討した、AV二・五一に対応するレーン法六八・五によれば、主君が家臣に対して「法」(Ⅱ法的義務の履行、ないし、裁判)を拒絶した場合、家臣は主君を上級主君の(レーン)法廷で訴えることもできるはずであり、事実(AV一・一一六に対応する)レーン法四九・一は次のように述べている。「ある主君が彼の家臣から所領を奪い、(nimt)、あるいは彼⁽¹³⁰⁾が彼(Ⅱ家臣)に対してレーン法を行うこと、(lenrecht to dunde)(Ⅱ家臣の希求に応じて所領を授封(更新)することを拒み、あるいは彼(Ⅱ主君)が彼(Ⅱ家臣)を法(の定め)に従い(mit rechte)保障す(weren)べき時に彼(Ⅱ主君)が彼(Ⅱ家臣)に保障を与えない(ないし、与えなかった)ならば、それら)の事を家臣は上級主君に対して彼(Ⅱ上級主君)の家臣たちの前(Ⅱレーン)法廷で訴える(Klagen)ことができ(るし)、またその者(Ⅱ上級主君)はその訴えにもとづき)彼(Ⅱ主君)に対して判決をもつて…(中略)…彼(Ⅱ主君)が彼(Ⅱ家臣)に対して法を行い、(recht do)(Ⅱ法的義務を履行し、具体的には所領を返還ないし封与⁽¹³¹⁾)、またその所領について彼(Ⅱ家臣)の正しい保障人(sin rechte were)になる(Ⅱ家臣の保障人として家臣に保障を与える)よう、命令すべきである。彼(Ⅱ主君)がその後(それら)のことをなさないならば、上級主君は彼(Ⅱ家臣)に対してそれ(Ⅱ所領)を自ら封与し、またそれ(Ⅱその所領)について彼(Ⅱ家臣)の保障人(sin gewere)になるべきである、(ただしこれは)家臣が、レーン法(の定める手続)の通りに、そのこと(Ⅱ主君の違法行為)を証人により立証する(ないし、できる)場合(のことである)」。すなわちこの条項は、レーン法二二・三と同じ(主君が家臣から求められた所領の授封を拒む)ケースについて、家臣が主君を上級主君のレーン法廷で訴えることができる、(あるいは、ことも)できる、ということを明記して

いるのである⁽¹³²⁾。

しかし、ここでの問題にとつてもっと重要なのは、この条項で(レーン法二・三のケースと並んで)「主君が家臣から所領を奪う、」ケースも扱われている、ということである。われわれはそれを手がかりにして、レーン法二・四の「家臣から彼の所領が実力をもって(＝不法に)奪われる」ケースにおいて、家臣の所領を(不法に)奪う者として想定されているのは(実は)(その家臣の)「主君」なのではないのか、という解釈に辿りつくことになるからである。

主君が家臣の所領を(不法に)奪った場合、家臣はまずそれに抗議し、主君をそのレーン法廷で訴えることになるであろう。しかしこの場合、(敢えて家臣から所領を奪った)主君が容易にそれに応ずるとは考えにくく、言を左右にしてその(レーン法廷における)審理の引き延ばしをはかり、あるいは、所領の返還を拒もうとするのではないか。⁽¹³³⁾しかし、家臣が主君を上級主君のレーン法廷で訴えるためには、(レーン法六八・五で要件とされている)主君による「法(＝裁判、ないし、法的義務の履行、この場合、具体的には所領の返還)の拒絶」が明確になるまで、主君をそのレーン法廷で訴えつづけなければならず、それが(かなり)長い期間に及ぶ場合も予想される。レーン法二・四で(所領を奪われた家臣が)「彼の訴えを毎年更新しなければならぬ」とされているのは、あらかじめそうした場合に備えて、その間に主君に(事実上) *reche base* の(ないし、それと同じ)「権利」が成立して家臣が所領を失うことのないように、(配慮し) ようとしたからではないのか。⁽¹³⁴⁾

以上の私見に大過がなければ、「レーン法」の(いずれもA Vには対応条項がなく、「ラント法」の諸条項が書かれた後に「レーン法」で補足された)三条項に姿を見せる(形容詞・*reche*)を伴わな⁽³⁾ *Klage* の語は、すべて *reche Klage* とは意識的・自覚的に区別され、(主君の)レーン法廷で起こされる(べき)訴えを指す場合に限って用いられている、と考えることができる。こうした *Klage* の語の用例が——SSPにおける *reche Klage* の語はすべて(所領の帰属をめぐって)ラ、

ント、法廷で起こされる(べき)訴えを指しているという——私見の(有力な)傍証になることは、改めて指摘するまでもあるまい。

おわりに

以上をもって、本稿におけるAVの *iusta qu(a)erimania*、および、SSDの *rechte Klage* の語の用例についての検討は終る。本稿で述べた私見にはさらに検討(や補正)を要する点が幾つか残ってはいるが、以上の検討によって、(少なくとも)AVの *iusta qu(a)erimonia* の語はその意味(内容)がまだ一定しておらず、*rechte Klage* の語が(所領を不法に奪われた者がそれを取り戻すためにラント、法廷で起こす(べき)訴えを指す)「術語」として確立されたのは(ようやく)SSS・「ラント法」においてであって、SSP・「レーン法」においては*rechte Klage* に関する(AVのテキストの)補足や改訂がその「ラント法」の用語法にもとづき一貫して行われている、ということ(だけ)は明らかにできたつもりである。

私自身にとっては、本稿で特に(年々の懸案であった)「一年と一日」と「六週と一年」の期間の間に見られる「六週」の差の問題、および、それとの関連で(同じく年々の懸案であった)SSPにおける*rechte Gewere* 概念の成立過程について(現時点における)私見の要点をまとめることができたのは何よりの収穫であったが、⁽¹³⁾読者諸賢が、こうした私見を通じて、本稿に「同書における*rechte Gewere* 概念の成立過程を再検討するための一準備作業として」という副題を添えたゆえんを多少なりとも具体的に御理解いただけたとすれば幸いである。

註

- (53) 前註・51を(もう一度)参照されたい。
- (54) 後註・57を参照されたい。
- (55) 念のために一言すると、この「下略」とした箇所は、「城塞レーン」にかかわ(り)、「レーン法」で補足された、と目されるものである。
- (56) 石川「レーン法邦訳」において、このAV一・一〇三は、(3)(二五六頁)で(対応する)レーン法二三・一の項にその邦訳を掲げた後に、(8)(二八頁)ではAVにおける叙述の流れに沿って、(AV一・一〇一、一・一〇二に対応する)レーン法四一の後にその邦訳を(一部改訂した上で)再掲しておいた。以下に掲げる邦訳では(さらに)それらの一部に改訂を加えてある。
- (57) 石川「AVとSSP」、一二〜一四頁、および、前註・56を参照されたい。
- (58) このAV一・一〇三の直後につづく一・一〇四〜一・一〇七・aは、対応するレーン法四二・一で(全面的に書き直された、と言ってよいほど)大きな改訂を加えられているが、そのうちの二つAV一・一〇五は、家臣が死亡した時、主君がで、き、ただ早くその死亡日(≡家臣の息が主君に対して父の所領の授封を希求すべき期間の始期)を七人の家臣に通告し、その(≡息が亡父の所領を授封すべき)期間が終了した時、(直ちに)彼等を召喚して息がその期間を懈怠したことを立証する場合のことを述べている。ここに見られる主君の性急さは、e e eの件が「(家臣が)それ(≡その所領)を受領すべき期間が経過した後」という意味であるとするれば、とうてい理解することのできないものであるう。ひきつづき本文、および、特に後註・61で述べることを参照されたい。
- (59) この点についても、後註・61を参照されたい。
- (60) 厳密に言えば、以上に挙げた場合のほかに、主君が家臣との主従関係を(二方的に)解約した場合(AV三・一五「レーン法七六・三」)や主君が犯罪を犯し(て逃亡し、ライヒの追放に処せられ、あるいは、有罪の判決を受け)た場合(石川「アイゲン」、三二〜三五頁を参照)などにも、(家臣に封与されていた所領が主君のアイゲンである場合を除き)家臣は(主君から封与されていた)所領の授封更新を上級主君に求めることができるが、本稿ではこれらの場合については省略する。
- (61) 石川「AVとSSP」、一四〜一六頁でも指摘しておいたように、AV一・一〇三の直前に位置(し)、レーン法四一に対応

する)一・一〇一と一・一〇二では、主君と家臣が(前者が上級主君に所領の授封更新を求めた際に)所領の占有権をめぐって争うケースが扱われており、またAV一・一〇三の直後につづく一・一〇四―一・一〇七・b(特に一・一〇五)では、息による(亡父の)所領の「相続」の場合(を具体例として挙げてそれ)について論じられていた。「レーン法」ではAV一・一〇三が(一部改訂の上、レーン法二三・一として)大きく前方へ移された結果、そこで述べられていることはAVにおけるこうした前後の諸条項(≡所領の授封更新請求や「相続」とのつながりから切り離されることになってい(て、むしろAV一・一〇三はそのために大きく前方へ移されたもの、と考えられ)るが、その際にAV(eee)の件の「七週と一年」は「レーン法」(a-aの件)で「六週と一年」に改められたのである。やがて本文で述べるように、AVでは息(≡封相続人)が主君に(亡父の)所領の授封を求めるべき「期間」や家臣が(新しい、または、上級)主君に所領の授封更新を求めるべき「期間」は(後註・65で述べるように)すべて「六週と一年」(以内)とされている。したがって、家臣がそうした「期間」を懈怠した場合、主君は(その「期間」が始ま(つて)から)「六週と一年」以後でなければ、家臣の懈怠について責を問うことはできないのはもちろんであるが、もしAV一・一〇三(eee)の件で述べられていることがこの「期間」の経過後さらに「七週と一年」を意味しているのだとすれば、主君はなぜAV一・一〇五に述べられているようにその「期間」を懈怠した家臣から所領を剥奪する手続を急がなければならないのか、理解に苦しまざるをえないことになるであろう(前註・58を参照されたい)。

(62) L. F. NERMAYER, *Mediae Latinitatis Lexicon Minus*, Art. *warandia* (S. 1126-27) をも参照されたい。

(63) AVにおいては *warandia* の語が、一・二〇(≡レーン法(以下同様)五・一)一・二六(≡七・三)一・三〇(≡一〇・三)、一・四二(≡一六)、一・八〇(≡三・一)、一・八七(≡三三・二)、一・九三(≡三七・三)、一・一〇三(≡一三・一)、一・二二(≡五二)、一・一二二(≡五三)(二箇所)、一・二三(≡五三)、一・二七(≡六一・一)、三・四(≡七一・一九)、以上の二三条項(中の一四箇所)で用いられているが、このうちこの語が行末に位置するのは、一・二〇、一・二六、一・三〇、一・四二、一・一二二、一・二三(二箇所)、以上の六条項(中の七箇所)、行中に位置しているのは、一・八〇、一・八七、一・九三、(この)一・一〇三、一・一二三、一・一二七、三・四、以上の七条項(中の七箇所)においてである。これらの用例のうち、まず行末に位置しているものについて検討してみると、一・二〇の用例は(直前の一・一九には同じことを指して *possessio* の語が姿を見せることから)この語が(脚韻を踏むために)「占有」を意味する *possessio* の語に代えて用いられていることが最も明確であり、一・一二二の *warandia* の語も(同条の論旨から見て)「占有」を意味することは明らかである

が、一・一二二(の二箇所)の *beneficii wandia* の語は、次の一・一二三では同じ語が行中、で用いられているので、(それが行末に位置しているのは偶然そうだったもので) *wandia* の語が(韻を踏むために) *possessio* に代えて用いられた、とは考えにくい(し、それ以前の 一・二六、一・三〇、一・四二の用例においても、「占有権」という含意は無視できない)。次に *wandia* の語が行中に位置している場合について検討してみると――。本文でも述べたように、この語が「保障」(*Gewährschaft*, *Gewährleistung*) という(ほんらいの)意味で用いられている一・八七を別にすると、それが「占有権」の意味で用いられていることが最も明確なのは、一・九三の (*Possessio* を欠く者が *iusta wandia* をもつとされる) 用例であるが、一・八〇、(前述した) 一・一二三(および、一・一二三の文末に姿を見せる二箇所) (の *beneficii wandia*)、一・一二七 (の *beneficialis wandia*) の用例も(少なくとも)「占有権」の含意を強くもつと考えられるものであり、(どちらかと言えば)「占有」の含意が強いのは三・四の一例だけである、と考えられる。

なお、そもそも(もともと)「保障」を意味する *wandia* の語がなぜ *A V* で *possessio* に代えて用いられた(えた)のか、という問題について、私はさしあたり次のように考えている。*A V* 一・八六と一・八七(レーン法三三・一)――この条項については、後出三・(五)を参照――と三三・二)から明らかのように、主君が(レーン法廷の判決により、自らの意に反してそうすることを強制されたのではなく、自分の意思(ないし、裁量)に従い家臣に所領を封与した場合、主君は(その所領の帰属をめぐって係争が生じた場合)家臣の保障人になってその所領について家臣を保障しなければならず、もしそれができなければ、主君は家臣にその所領を補償しなければならぬ。この準則は、(家臣が主君から (*gedinge* や *wandage* (だけ) を封与されてまだ所領を(現実に)占有・支配していない場合には、――次の三・(四)で述べるように――その家臣は所領の帰属をめぐる係争の当事者にはなりえないから)、主君から所領を封与された家臣がそれを(現実に)占有・支配している場合に(のみ)妥当する(前出 一・(二)で述べたことを参照されたい)。したがって著者(アイケ)は、「(ある)家臣が(ある)所領を *possessio* の中にもつ」という命題を、「家臣が所領を(主君による) *wandia* の中にもつ」という命題に置き換えることも可能、と考えたのではないか。さらに、(同じく前出 一・(二)で述べたように)、主君から封与された所領を占有・支配している家臣は、その所領について「相続」権と授封更新請求権をもっているし、この一・一〇三で述べられているような「権利」をももっている。そうだとすれば、家臣のもつ所領についての権利は、(第三者に対して)主君によって、「保障」されているだけでなく、主君(や上級主君)に対しても「保障」されていることになり、「家臣が所領を *possessio* の中にもつ」という命題と「家臣が所領を *wand-*

diaの中にもつ」という命題の(実質的な)差はますます小さくなる。著者(アイケ)は、あるいはそうしたことをも考えた上で、*warandia*の語を *possessio* と互換的に用いたのではないか。(以上の推論については、「はじめに」の冒頭に掲げたラント法二・四四・一の *rechte were* の語が、石川「同じゲヴェーレ」、註・83で指摘しておいたように、「法定保障」という意味をももつという私見を参照されたい。なお、(石川「ゲヴェーレ」、一六二一―一六三三頁で取り上げた)レーン法三七・三の *de rechten were* の語、および、(それに対応する)AV一・九三の *warandiam iustam* の語も、これと同じく「法定保障」と訳しても意味が通る、ということを補足しておきたい)。

(64) 念のために次のことは付言しておきたい。一般に、家臣が(現に)占有(・支配)している所領について主君が(その封与を)否認する場合、主君と家臣との間で争われるのは、「占有」(の事実)の有無ではなく、その「占有」は主君による封与(ないし、それによって家臣が取得する「占有権」)にもとづいているか否か、という問題であるから、(家臣がその所領の「占有」(の事実)を証明してもなんの足しにもならず)、家臣は、主君の否認に対抗して所領の占有(・支配)を貫くためには、主君による所領の封与を証人により立証しなければならぬ(レーン法五二およびAV一・(二)と二三を参照されたい)。しかるにこのAV一・一〇三においては、家臣が(所領についての) *warandia* を証人により立証することができれば、「家臣一人(だけ)で宣誓によって(証人による立証なしに)主君が(その封与を)否認するレーンを保持することができる」とされているのだから、仮に *warandia* の語を「占有」(の事実)を指すと解しても、その所領の(ある期間にわたる)「占有」が(所領の占有権の立証について家臣のもつ)なんらかの「権利」につながっていることには変わりがないはずである。

(65) レーン法一三・一(bbbの件)の「六週と一年」はAV(二・一〇三、eeeの件)の「七週と一年」を改めたものであるが、AVには「六週と一年」の期間が、一・二二、一・三三、一・四二、一・四五、一・六一、一・八九、一・九〇、一・九五、二・一〇、二・二九の諸条項に、また(未成熟満二歳未満の子が主君に(亡父の)所領の授封を求めるべき「期間」として)「年齢六週と一三年」(＝成熟に達してから「六週と一年」の期間が一・六四に姿を見せる。しかし、これらのうち、「レーン法」の対応条項でもそのまま「六週と一年」とされているのは、(それぞれAV一・四二と一・六一に対応する)レーン法一六と二五・三(後段)、それに、実質的には(AV一・六四に対応する)レーン法二六・一(の「彼等の出生から一三年と六週」)の三例だけであり、(それぞれAV一・三三、一・四五、一・五九、二・一〇、二・二九に対応する)レーン法一〇・五、二二・一、二五・二、六五・八、六五・二二の五条項においては、「ラント法」におけるのと同じ「一年と一日」に、ま

た、(それぞれ A V 一・八九、一・九〇、一・九五、一・二二)に対応する) レーン法三五・一、三五・二、三九・一、五七・一の四条項においては(抽象的な)「彼の、または、彼等の」(法定の)年期 (*rechte jaral*) (という表現) に改められている。この点については、やがて(後註・68までの)本文においても後述する。

(66) なお、レーン法三三・一(= A V 一・八六)については前註・63(の後段)でも触れておいた。併せて参照されたい。

(67) この「六週」の差の問題について最も新しく私見を述べたのは、石川「レーン法邦訳」(17)(二二四九―四四頁)、レーン法六五・二二(= A V 二・二九)への註・21においてであるが、以下に述べる私見は、——この問題を本稿では *rechte klage* の問題との関連において考慮した結果——、それと較べてもいちだんと踏みこんだものになっているはずである。なお、(本文で述べた)「さらに検討を要する(二・二三の)問題」についても、同註で述べたこと、および、後註・78で述べることを参照されたい。

(68) 詳しくは前註・65を参照されたい。

(69) 前註・67を参照されたい。

(70) この箇所の *sek underwinden* の語については、前註・13で述べたことを参照されたい。

(71) この箇所の *ane nut unde ane gelt* の語——特に、それが「その所領についての支配権を実質的には行使することなく」という意味であること——については、次の三・(四)でレーン法一四・一(b-b)の *in nut unde in gelde (hevet)* の語について述べることを参照されたい。

(72) 前註・58を参照されたい。なお、このレーン法四二・一の邦訳は、石川「レーン法邦訳」(8)(二二六一―二五頁)に掲げられているが、同上(17)(二二四九―四四頁)、レーン法六五・二二(= A V 二・二九)への註・21において(重要な)改訂を加えておいた。以下の引用は後者に拠るものである。

(73) この箇所の *junkherre* の語をホーマイヤーは(ある写本で *unmündigen herren* となっているのを根拠に) *der unmündige Lehns-herr* と解し(Ho., II, Glossar, S. 589)、ピルシユも(おそらくそれに従って)それを(レーン法二六・一に見られる)満一二歳未満の子と解している(Hi., S. 130, Ann. 2)。石川「レーン法邦訳」(5)(二〇〇七頁)における同条の邦訳でこの語を「幼少の主君」と訳したのはそれらを考慮に入れたからであるが、同条への註・3でも述べておいたように、同条からこの *junkherre* の年齢を特定することはできない。本稿においては、このレーン法二五・三・前段の置かれている文脈(具体的には、もし

それを「満二歳未満の幼少の主君」と理解すれば、レーン法二五・一と二五・三・前段においては、家臣が「満二歳以上の息」を遺して死亡した場合については言及されていないことになる、ということ（こ）を重視して、「若主君」と訳しておいた。ただし、それによって同条の理解が（「レーン法邦訳」(5)におけるそれと）実質的に変わるわけではない。後註・78を参照されたい。

(74) このレーン法二五・三・後段については、石川「ヘールシルト制」(四)、八九一頁においても（対応するAV・六一と比較しながら）検討したことがあるが、(AV)に対応条項のない、つまり、「レーン法」で補足された、と目されるレーン法四四・三には、「家臣の（占有・支配している）レーンが別な（新しい、または、上級）主君（の手）に帰するのと同じ（回）数だけ、彼（Ⅱ家臣）の（所領の授封更新を求めるとき）年期は更新される」という、もつと分かりやすい記述が見られる。

(75) なお、以上によって、前述したレーン法二五・一に挙げられているケースのうち、「主君が死亡する（ないし、した）場合」が、（単に「主君が息なしに死亡する（ないし、した）場合」だけでなく、「主君が死亡し息（Ⅱ封相続人）が（所領の授封を希求すべき）年期を懈怠する（ないし、した）場合」をも含んでいる、と解すべきことも明らかになったはずである。（この点、石川「レーン法邦訳」(5)（二〇―四頁）における——「彼の主君が（封相続人なしに死亡する（ないし、した）場合」という——理解は補正を要する）。次註・76、および、後註・78を参照されたい。

(76) なお、（前註・75で触れた）レーン法二五・一で（次に）挙げられている「彼（Ⅱ主君）が彼（Ⅱ家臣）の所領を返還する（ないし、した）場合」に関しては、（すでに）レーン法二六（ⅡAV・四二）が、主君が家臣に封与していた所領を上級主君に返還（ないし、売却）しそれを上級主君から再び受領した場合について、「彼（Ⅱ主君）が六週と一年それ（Ⅱその所領）についてゲヴェーレ（Ⅱ占有・占有権）を欠いている（ないし、いた）のでない限り」、「なんびと（Ⅱ主君のいかなる家臣）も、彼の主君が彼（Ⅱ家臣）に封与していた所領を、（その主君から）もう一度（ないし、改めて）受領するに及ばない」、と述べていることによっても、家臣が上級主君に対して所領の授封更新を求めるとき「年期」が（主君による所領の返還後）「六週と一年」経過した後に始まる、ということ（こ）を推定することができる（ただし、このレーン法一六については、後註・78でさらに後述することを参照されたい）。さらに、レーン法二五・一（の最後）に「それ（Ⅱ家臣に封与されていた所領）が彼（Ⅱ主君）から（上級主君のレーン法廷の）判決をもって剥奪される（ないし、された）場合」が挙げられている。それによって、（前述した）レーン法六五・二一の（判決をもって）所領（の占有権）を剥奪された家臣が「年期」内に所領を引戻さなかった場合、その家臣から所領についての「すべての権利」を（判決をもって）剥奪する手続も、（「二年と一日」の「年期」の経過後）「六週」以内にす

ませなければならなかった、ということを確認に推定できるはずである。

(77) 以上のようなレーン法六・一の理解は、(基本的には)すでに石川「ゲヴェーレ」、一四五―一四七頁で述べておいたものである。

(78) 以上、所領についての *rechte were* (の権利) が成立するために必要な所領の占有(・支配)の期間に関して、「ラント法」(二・四四・一)の「一年と一日」と「レーン法」(二・三・一)の「六週と一年」の間に見られる「六週」の差について述べた私見は、現在私が提示しうる限り、最も有力な仮説(と思われるもの)であるが、前註・67(に対応する本文)でも述べておいたように、こうした私見によっても釈然としない疑問点が残ることは認めざるをえない。将来この問題を考究される方の御参考までに、そのうち最も主要なものを摘記しておくこと以下の通りである。

一つは、レーン法二六・一に関する疑問である。前述したように、(少し前に位置する)レーン法二二・一では、息が主君に(亡父の)所領の授封を求めるべき期限が(対応するAV一・四五の「六週と一年」を改めて)「一年と一日」とされているのに対して、二六・一では、子たちが(それと同じく)主君に(亡父の)所領の授封を求める(という行為をなす)べき期限が問題になっているにもかかわらず、(前註・65で述べたように)対応するAV(一・六四の「年齢六週と一三年」と(実質的には)同じ「彼等の出生から一三年と六週」(「子たちが満一二歳に達してから一年と六週」という期間がそのまま維持されている。これは明らかに一貫性を欠いているのではないか、という疑問がそれである。

もう一つは、レーン法一六に関する疑問である。同条は(前註・76で述べたように)、主君が家臣に封与していた所領を上級主君に返還(ないし、売却)し、(後に)それを上級主君から再び受領するケースを扱っており、その場合家臣は、「彼(主君)が、六週と一年、それ(「その所領」)についてゲヴェーレ(「占有・占有権」)を欠いている(ないし、いた)のでない限り」、家臣はその所領を(主君から)もう一度(ないし、改めて)受領するに及ばない」として、対応するAV(一・六四)の「六週と一年」の期間をそのまま維持している。しかし、ある家臣(「同条の「主君」が主君(「同条の「上級主君」)に所領を返還するケースについては、(もっと後に位置する)レーン法三九・一でも扱われており、そこでは(所領を主君に返還した)家臣が「一年」内に雪冤(ないし、否認宣誓を行って主君に所領を返還したことを否定することができる)として、(事実上)所領の返還を撤回することを認めている。同条の「年期」の語は、対応するAV(一・九五)の「六週と一年」を改めたものであるが、家臣が所領の返還を否定(ないし、撤回)する(という行為をなす)ことのできる期限にかかわるから、(前述した私見に

従えば) 具体的には「一年と一日」を指す、と解さなくてはならない。したがって家臣は、この「年期」(「一年と一日」の間)に所領の返還を否定(「撤回」)しなければ、所領についての「すべての権利」を失い、主君はそれを自由に処分しうる(「レーン法一六の場合、具体的には、家臣が上級主君にその所領の授封更新を求めうる」事態になるのではないか。それにもかかわらず、レーン法一六ではなぜA Vの「六週と一年」の期間がそのまま踏襲されているのか。以上がもう一つの疑問である。

(なお、特に第二の疑問について、以下のことを補足しておきたい。レーン法三九・一の後段では、主君が(所領を返還した)家臣の面前で彼の正式な異議(申立)なしにその(返還された)所領を別な家臣に封与した場合、家臣は(もはや)宣誓によって所領の返還を否定することができない、とされている。この規定は、(所領の返還を受けた)主君は「年期」の間所領を誰にも封与してはならない、という「原則」を前提するものと解されるが、こうした「原則」は、(ラント法一・三四・二に見られる)アイゲンを譲渡された者(ないし、所領を返還された主君)はそれを「一年と一日」誰にも封与することなく彼の *Leichke wege* の中にもっている(「直接に占有・支配している」)のでなければ、譲渡人にそれを(レーンとして)封与することをえない、という現定と同じように、所領についての譲受人(ないし、所領を返還された主君)の権利は、「一年と一日」の期間(ないし、「年期」)が経過しなければ、「最終的に」確定しない、という考えにもとづくものと推定される。この点については、石川「ゲヴェーレ」、一三七―一三八頁、および、註・80を参照されたい)。

ラント法一・三四・二はもちろん「ラント法」の条項であるから、「レーン法」で扱われる事業については、(所領の返還を否定ないし撤回することのできる)「年期」の経過後、さらにその所領について家臣の「すべての権利」を(判決をもって)剥奪する手続が必要か(否か)、という問題を考えなくてはならない。しかし、レーン法一六で(所領の「返還」とともに)扱われている所領の「売却」については、(それはおそらく、主君が上級主君に対する債務を弁済できずに、債務と引きかえに所領を返還することを指す、という)事案の性質から言っても、(そもそも)主君が上級主君を再び受領することは(代価を返却し、または、債務を弁済しない限り)きわめて難しく、レーン法三九・一で所領の「売却」に触れていないことも、(あるいは)そうした問題を示唆しているのかも知れない。

前述したように、レーン法四一・一は、家臣が「所領を希求すべき年期」を懈怠した場合とともに、「(所領を)引戻す」(*zihen*)べき年期」を懈怠した場合についても、主君は家臣から所領についての「すべての権利」を(判決をもって)剥奪しなければならぬ、という趣旨のことを述べている。したがって、レーン法一六の家臣が「(所領を)再び受領する」こと、あるいは、三九・一の「(所領の返還を)否定する(「撤回する」)ことも、四二・一の「(所領を)引戻す」行為に含まれるとすれば、事は簡単であろう。しかし、

uden の語は、「ドイツ語第一編」= Ordnung Ia のテキストに限ると、この四二・一と(その直後に位置する)四二・二の二例を除くと、(その直後につづく)四三・一、四四・一、四四・二をも含め(四五・四、五九・二、六六・一、六六・二、七一・五、七六・八)のすべての用例において、「レーン法廷の」判決をもって、剥奪された所領を引戻す」という(特定された)意味で用いられており、四二・一(と四二・二)の用例だけを、「所領の返還を否定してそれを取り戻す」、あるいは、「主君に返還した所領を再び受領する」場合をも含めて用いられている、と解するための手がかりは存在しない。したがって、石川「レーン法邦訳」(17)(二四五頁)、レーン法六五・二二(=AV二・二九)への註・21に掲げたレーン法四二・一の改訳のうち、「(家臣が主君に返還した、あるいは、家臣から判決をもって剥奪された所領を)引戻すべき年期」の件については、傍線の箇所を削除しなくてはならないであろう。

以上が、「六週」の差の問題について、(前註・67に対応する本文で述べた)「さらに検討を要する(二・三)の問題点」のうち最も重要なものの概要である。

(79) この点については、石川「ゲヴェーレ」、一六頁(の本文)と(それへの)註・64を参照されたい。同註で述べておいたように、Ienes Gewere の語は、「レーン法」の三八・三と七四・二では、明確に *gemene* (= *gemeine*) *gewere* なし *blote* (= *blode*) *gewere* の語と区別されて用いられており、さらにこの語は、(この)レーン法一三・一や(上記)三八・三と七四・二のほか、三八・一、三八・二、五三・七、七四・一の諸条項にも姿を見せるが、レーン法五三の場合を除いて、すべて AV に対応する条項または文のない箇所で見られる。そのレーン法五三に対応する AV 一・一二二では (*Ienes gewere* に対応して) *beneficii wandia* の語が用いられているものの、それについての明確な「定義」は見当たらず、(すぐ後の) AV 一・一二三では同じ語が、また(もう少し後の) AV 一・一二七では *beneficialis wandia* の語が、「レーンの占有権」の意味で用いられているが(以上については、前註・63をも参照されたい)、「レーン法」の五三(の末尾)と六二・一の対応箇所では、*Ienes Gewere* の語は用いられていない(つまりそれは、必ずしも *Ienes Gewere* と訳すに及ばないものにすぎなかった、と解される)のである。

(80) この点については、石川「AVとSSP」、一四頁以下、特に一六頁を参照されたい。

(81) この条項については、石川「ゲヴェーレ」の冒頭に(その一部を)引用した上で、一五三頁で私見を述べ、また(前註・80で挙げた)「AVとSSP」、一四一―一六頁でも検討しておいた。併せて参照されたい。

(82) この箇所の *de man* の語は、――一応これまで通り「その者」という訳を踏襲しておいたが――、それより前の(= c c

の件の後)のところで「女性であれ男性であれ」と明記されているので「女性」を含んでいることは明らかであつて、その点を重視すれば、むしろ「家臣」と訳すべき(少なくとも、「家臣」という含意を強くもつ)ものであること(したがつて、本条において所領についての「ゲヴェーレ」をもつとされる「一人の者」は(小作人ではありえず)封建身分に属する、という(後述の)私見がその点からも支持される、ということ)に注意されたい。

(83) 石川「レーン法邦訳」(3)(四一五頁)では、この箇所の *mit gewalt* の語を——(後掲) A V 一・四〇の対応箇所(一—の件)における *violenter* の語に引かれて——「暴力(ないし、実力)をもつて」と訳し(同条への註・10も、そうした理解にもとづいて)いるが、このたび *rechte klage* に関する S S P の諸条項を網羅的・系統的に検討した結果、(単に)「実力をもつて」と改めたものである。この点については、前註・2で述べたこと、および、(前出二・二二)で検討した「ラント法二・二四・一では(同じことについて)「たとえ彼が不法に(*mit unrechte*)そこへ到達して||その所領を手に入れていたとしても」、という表現が用いられていることを参照されたい。

(84) *besitten* の語が(石川「ゲヴェーレ」(一九三頁)、註・81で指摘しておいたように)ここでも「なんらかの問題のある(ここでは、明らかに不法な)占有」に関して用いられていることに注意されたい。

(85) この「決して:」以下の件は、(後掲 A V 一・四〇(末尾)(註・86まで)の「それについて占有(権)(*possessio*)があると判断(ないし、判決)してはならない」という件に対応している。前註・43で述べたように、「ラント法」(二・三・一と三・三八・一)にも *rechte gewere* の語が(ラント法一・四四・一におけるようなテクニカルな意味ではなく)単に「不法な占有」との対比において「所領の」適法な占有(・支配)を指す用例がある、という私見が誤っていないかぎり、この箇所の *recht were* の語も(単に)「適法な占有(・支配)」の意味で用いられている可能性を否定することはできない。しかし、本条のこの箇所では *non rechte were* (*heten*) という(強い否定の)形になっていることを重視すれば、それがラント法二・四四・一の *rechte were* の語(を承け、それ)と同じ含意をこめて用いられた可能性の方が大きいのではないか。後に本文で(A V 一・四〇について)述べることを参照されたい。

(86) この箇所の *gewalt* の語も、石川「レーン法邦訳」(3)(四二三頁)では、「(その)暴力(ないし、実力)による所領の占取」と訳しておいたものである。前註・83を参照されたい。

(87) この箇所の *violenter* の語は、石川・同上において、(単に)「暴力をもつて」と訳しておいたものである。それを「実力(な

いし、暴力をもつて」と改めた理由については、前註・83、および、後に本文で(AV 1・四〇について)述べることを参照されたい。

(88) 石川「ゲヴェーレ」、特に「はじめに」(二二五―二二六頁)、および、(それへの)註・3を参照されたい。

(89) ハインリッヒ・ミッターイス著、世良晃志郎・広中俊雄共訳『ドイツ私法概説』(創文社、一九六一年)、一六八―一六九頁。

(ただし、本文における引用は必ずしも同書の訳に従っていない)。

(90) 石川「ゲヴェーレ」、一五四―一五九頁を参照されたい。

(91) この点、石川「ゲヴェーレ」(一五四頁、および、註・66)における理解は正確でない。ただしそれは、以下(次註・92まで)の本文で述べるような補足を施せば、同論文(註・67まで)において述べられている結論に影響を及ぼすことはない。

(92) SSPの「参審自由人」および「プフレークハフテ」の問題については、クレッシェル「法の記録と法の現実——ザクセンシュピーゲルの場合」、(クレッシェル「ゲルマン法」一六八―一七五頁、および、HDRの「Schaffenbarkeit」の項(Bd. 4, von G. v. OBERG — これは右の論文におけるクレッシェルの見解にも触れている)と「Pfleghafe」の項(Bd. 3, von H. THIEME)を参照されたいが、ここ(＝本文)で「参審自由人」はもとより、と書いたのは、SSPの「ラント法」には「参審自由人」が「第五シルト」をもつ(＝いわゆる「封建身分」に属する)ことが明記されており、「シュルトハイス」は彼等の中から選ばれたと考えられること(この点については、石川「ゲヴェーレ」(二二八頁)の註・67で述べたことに、さらに——クレッシェルも右の論文(一二二頁、註・88の箇所)で言及している——ラント法三・五四・一の規定＝「裁判権(についての)レーンは、なんびとも受領することをおえない、ただし、彼(＝その者)が参審自由人であつて、しかも彼が自由人の法に従い國王に対する忠誠の宣誓(Milde)を行い、そしてその忠誠の宣誓にかけて、いつであれ人(＝裁判関係者)が彼を証人として引合いに出す時には(証人として証言することを)自分に義務づける場合は、その限りでない」を付け加えることができる)を重視したものである。(ただし、これはあくまでもSSPに描かれている「法」の世界内部のことであつて、必ずしも(直ちに)当時の現実を反映したものではない、ということに注意されたい)。また、Pfleghafeの方は、その名称そのものがPlege(＝賃料ないし賃租——後註・97を参照)（支払の）義務（を負う）者」という意味をもっているので、(ここまでの)本文で述べた私見にとつてはいっそう厄介な問題であるが、(その名称中にある)Plegeが(直ちに)「賃料(＝小作料)」を意味するとは限らないという点については、右に挙げたHDR(Bd. 3)の項と後註・97を参照していただくことにして)、本文では彼等が(少なくとも)(単なる)「小作人」ではないことを最も端的に示す事実

として、彼等が三フーフエ以下のアイゲンをもっている(場合がある)ことを指摘しておいた(つまり、彼等がそれを(小作に出さずに)自ら耕作していたとしても、彼等がそのアイゲンについて「小作料」を支払うことはありえないのである)。さらにラント法三・四五・五によれば、フローンポータ(≡グラーフ裁判所の役人)は、三フーフエ以下のアイゲンをもつプフレイクハフテ(ないし、ピアアゲルデ)の中から(裁判官≡グラーフおよび参審員)によって選ばれ、とされていることを付け加えておきたい。(なお、この点およびシュルトハイス裁判所がSSPの「裁判所構成法」の中で占める(特異な)位置については、石川「レーン法と国制」(二二、八一六―八一七頁で述べたことをも参照されたい)。

(93) レーン法二六・二(≡AV一・五七)、二六・三(≡AV一・六九・a)、六五・七(≡AV二・九)(これについては、次註・94を参照されたい)、六五・二(≡AV二・二九)、六九・二(≡AV二・五八)の五条項である。

(94) 石川「レーン法邦訳」(16)(七八六頁、レーン法六五・七(≡AV二・九)への註・5で述べておいたように、石川「ゲヴェーレ」、一五四―一五五頁における検討においては、「Text. S. 173, Glossar der Wortformen」に拠ったため)、この条項の *galt* の語が脱落している。

(95) (とりあえず Text. S. 173, Glossar der Wortformen に拠って一通り調べただけなので、完全は期し難いが)、たとえばラント法一・七〇・二、二・一・三、二・一六・九、三・五・五、三・三九・一、三・四〇・一、三・四一・一、三・四一・四、三・七八・九、三・八五・二(など)の用例を参照されたい。

(96) (前註・94でも触れた)石川「レーン法邦訳」(16)(七八八―七八六頁、レーン法六五・七(≡AV二・九)への註・1と5を参照されたい)。

(97) (to) *plage* の語は、「ドイツ語第一版」のテキストに限ると、「ラント法」の三・七六・三、三・七六・四、三・七六・五、三・七七・一、三・七七・二の諸条項に(集中的に)姿を見せるが、(前述した *ins* の語とは異なり)単独で用いられることはなく、常に (to) *ins* の語とともに用いられ、しかも、(nich... *plage noch ins* と否定形が用いられているラント法三・七六・四の用例を除くと)、(to) *ins* の語の後に接続詞・*oder* とともに付け加えられた形になっている。エックハルトは、この語を「Zins, Pacht」の意に解しているが(Text. Glossar der Wortbedeutungen, S. 227)、こうした事実はその解釈を支持するものであり、それ従えば、*oder* の語は「すなわち」あるいは「換言すれば」という意味になるであろう。しかしホーマイヤーは、レーン法六〇・二の *plage* の語を(広く) *Leistung von einem Gut* と解し、「レーン法」への「註解」の *plegelik dynst* という用例をも挙

げた上ではあるが、「plegeの語はザクセン(= Ssa)のラント法・レーン法においてはもっぱら Abgabe に関して用いられているように思われる」としており (Ho, II, Glossar, s. 602) xviに M. LEXER, *Mittelhochdeutsches Handwörterbuch*, Bd. 2, の plege の項 (Sp. 252) でも 'schuldige leistung, zins と並んで abgabe の語義が挙げられている。本文に掲げた邦訳では、これらを参考にして、plege の語を「(ins 以外の、特に「死亡税」や「婚姻税」など特定の場合に支払われる、臨時の)貢租(ないし、賦課租)」を念頭に置いて「貢租」と訳しておいたものである。(なお前註・92で「plege が(直ちに)「賃料(= 小作料)」を意味するとは限らない」と述べたのも、以上の両書を参考にしたものである)。

(98) このレーン法六〇・二に関する私見は、石川「ゲヴェーレ」、一五六〜一五七頁のほか、「ヘールシルト制」(三)(四八二〜四八四頁、註・243においても述べておいた。併せて参照されたい。

(98・a) 次註・99を参照されたい。

(99) なお、ラント法二・三九・二には、旅人がその(土)地(の上)にある穀物をその場で(馬の)飼料として用いた場合(この点については、ラント法二・六八とも比較されたい)、「その者はその(= 穀物)の価格に従い損害を支払う(= 賠償す)べきである」、という規定がある。このケースも、ラント法二・五七の「人がその所領の上でなすこと」、したがって、レーン法一四・一(= eie の件)の「誰かがその所領の上で不法行為を働く場合」に含まれる、と考えられるので、後者(前註・98・a の箇所)の *anwarden* の語を(「応訴する」というテクニカルな意味でなく)「責を負う」という(一般的な)意味に解しておいた。しかし、事が当事者間で解決せずに法廷にもちこまれることになれば、訴えを起こすのは(もちろん)「それ(= 所領)を *richtike were* の中にもっている者」であることに注意されたい。

(100) 石川「ゲヴェーレ」、一四一〜一四二頁を参照されたい。

(101) なお、この点について石川・同上、一五八〜一五九頁で述べた私見は、「主君にとって *leichen* になった(= 主君の手に戻った)所領」を主君がすべて「*richtike were* の中にもっている」かのごとくに解している箇所があるが、その点は以上に述べた(また、以下に述べる)ように補正する必要がある。(序に補足しておく、(前註・78で解れた)ラント法一・三四・二は、アイゲンの譲渡にかかわる条項であるから、(石川「同じゲヴェーレ」で述べたように、同じくアイゲンの(法廷)譲渡を受けた者が原告として訴えを起こす)ラント法二・四三・一を参照することによって、譲渡人は所領を *richtike were* な状態で(あるいは、それを家臣に封与していた時は、*leichen* な状態にして)譲受人に引渡さなければならぬことが分かる。したがって、ラント法一・三四・二の *richtike*

were の語も二・五七のそれと同義に解さなければならぬのである。

(102) ラント法一・三・二を参照されたい。

(103) 前述したレーン法三八・二には *lenes gewere* の語が姿を見せるが、これは(家臣のもつ *were mit der mu* (の権利)との対比において)主君が(その所領について)上級主君に対してもつ「権利」を指している。この点については、さらに(たとえば)レーン法七・三で、ある主君が(自分の)家臣に(上級主君から封与された)所領を(又)封与した場合、「そのことによつて、——もし(ないし、たとえ)彼(主君)に対して彼の主君(上級主君)が(そのゆえに)所領を承認しなくても(自分主君に封与したレーンであることをご認しても)——、彼の主君(上級主君)に対して(ないし、上級主君との関係においては)彼(主君)から *de were* (その所領)が遠去けられた(手放された)ことにならない」として、その理由を「彼の家臣(主君はそれを彼(上級主君)から *gewere* (レーンとして占有・支配する権利)の中へと受領したのであるから」、という点に求めている。なお、このごまでの本文で述べたことについても、前註・101を参照されたい。また、(前註・89に対応する本文で引用した)ミッターイス『ドイツ私法概説』は、「自主ゲヴェーレ」(*Eigengewere*)と「他主ゲヴェーレ」(*Fremdgewere*)という対概念をも用いているが、SSPにはこうした概念の典拠になりうるような記述も見られない。この点については、石川「*Eigengewere*」を参照されたい。

(104) 前註・82、83、84を参照されたい。

(105) 以上については、前註・85を参照されたい。

(106) なお、AVの *vim* の語は三・一四だけに、また *violenter* の語は一・四〇だけに姿を見せる。

(107) 本条の直後にづくレーン法三三・二(「AV一・八七)では、「主君がレーン法廷の判決をもつて強制されて」所領を封与した場合について(家臣を保障できなかったとしても家臣に補償するに及ばない、ということが)述べられている。

(108) この *b* の件の原文は、*deste sek de man binnen siner jarti nicht ne* [Text. S. 56]では、この *ne* が脱落している] *versume, he ne underwinde sek des gudes dat eme gelegen is, de arde.これ* を石川「レーン法邦訳」(7)(二〇七九頁)では、「その家臣が彼の年期中に(主君に授封を求め、彼の年期を)懈怠しない限り。ただし彼(家臣)が彼に封与された所領を(現実にはわがものとして)占取する(ないし、した)場合はその限りでなく(主君に補償の義務はなく)」、と訳しているが、それ(特に傍線の箇所)は誤訳であり、このたび本文のように改めたものである(なお、それに伴い、同条(二〇七八頁)の註・4と5も根本的に

改訂する必要がある)。ひきつづき次註・109を参照されたい。

- (109) このb-bの件(原文については前註・108を参照)を「ヒルシユは wenn nur der mann seine belehungsfrist nicht versäumt, es sei denn daß er sich des gudes, das ihm verliehen ist, bemächtigt (Hi., s. 137) シェットは Der Mann darf nur seine Belehnungsfrist nicht versäumen, außer er bemächtigt sich des Gutes, das ihm geliehen ist (Sch., s. 282) と訳して(おり、前註・108に引用した私の旧訳も、結局(基本的には)これらに従ったものになって)いるが、こうした訳では(前後の文とのつながりだけでなく)このb-bの件の前段と後段のつながりについてさえ、釈然としない点が残らざるをえない。これに対してホーマイヤーは、このレーン法三三・一への註解(Ho., II, s. 209)の中で、まず(後続のc-cとd-dの件、さらにe-eの件(冒頭)の一部をも含めて) Die Sätze sind so zu verbinden und so zu verbinden とした上で、vorausgesetzt daß sich der Mann nicht versäume, vielmehr des verliehenen Gutes sich unterwinde, und das ihm genommene gehörig verfolge; denn thut er das nicht, so u. s. f. と述べている。 くれは(二二)目の、アンダーラインを付した ne の語を“vielmehr, sondern”と解したものであつて、そのことは(a. O. s. 598の)Glossar (neの項)に明記されているが、私は「レーン法邦訳」において本条を訳出した当時そのことに気がつか(ず、ホーマイヤーがなぜ ne の語を「無視」したのか、その理由を理解することができ)なかつた。そのことに気づいたのは、ようやく(AVに対応条項のない)レーン法五九・四(末尾)に見られる(同じ用法の) ne の語について悪戦苦闘を重ねたあけくのことであつた。同条への註・28を参照されたい。なお、以下の本文で述べることは、右のようなホーマイヤーの理解にもとづき、それに私なりの補足を加えたものである。

- (110) 前註・107を参照されたい。
- (111) (ずつと後に位置する)レーン法七一・六(=AV二・六九、二・七〇)(なお、この条項は、石川「同じゲヴェーレ」、一四六八―七〇頁でも言及したものである)から、主君による「補償」は、(保障できなかつた所領とは)別の、しかし(それと)等価の所領を授封する、という形で行われ(るべきと考えられて)いたのではないかと推定される。
- (112) この点についてはさらに後述するが、とりあえず、「レーン法」(三三・一)、d-dの件を参照されたい。
- (113) 前註・109で述べたヒルシユとショットの訳および(前註・108に引用した)私の旧訳は、いずれもこうした「誤解」を犯した(か、少なくともこうした「誤解」につながる)ものである。
- (114) 息が(亡父の)所領(を相続し、その)の授封を主君に求める場合、および、(主君が交替して)家臣が新しい(または、上級)

主君に所領の授封(更新)を求める場合には、彼等は(実質的に)すでに所領を占有(支配)しており、改めて所領を「占取する」必要はない、ということに注意されたい。そうした必要があるのは、(それまで家臣でなかった)ある者が「新たに」家臣になって主君から所領を封与される場合、それに、(すでに)家臣(であった者)が(それまで封与されていた所領に加えて)「新たに」所領を封与される場合や(前註一・二)で述べた) *gettinge* や *wardinge* を封与されていた場合(など)である。(したがって、前註・109で述べたヒルシュ訳、ショット訳、私の旧訳の中で、原文の (*binen*) *sine*(*Jartal*) の語を *Belehungsfrist* Ⅱ(家臣が主君に所領の)授封を求めるべき期間(ないし、期限)と解する点も誤っている、と言わなければならぬ)。ひきつづき本文、および、後註・118で述べることを参照されたい。

(115) たとえば、(前出二・二)で検討したラント法二・二四・一の直後につづくラント法二・二四・二は、「いかなる仕方であれ彼(Ⅱ所領の適法な占有者)がそれ(Ⅱ所領)を強制されることなく手放す」場合を、「彼がゲヴェーレ(Ⅱ所領の占有・支配)を適法に失ったことになる」場合の一つに数えていることが参考になるであろう。(同条については、石川「補論」、五〇九〜五一頁を参照されたい。この点については、同条のほかに、レーン法三〇・一や五九・一も参考になるが、ここではそのことを指摘するだけにとどめる)。

(116) この場合、不法に奪われた所領を取り戻すために訴え(Ⅱ *rechte Klage*)を起こす(ことができる)のは(当然)(まだその所領を自ら占有・支配していた)「主君」ということになる。

(117) この条項については、すでに前註・10、17、51においても言及しておいた。もう一度それらの註を参照されたい。

(118) このラント法二・四二・一の *gewere* と *gewaren* の語(および、「ドイツ語第二版」のテキストではその直後につづく二・四二・三の *geweren* の語)と二・四三・一の *mit geliker were* の語とのつながりについては、石川「同じゲヴェーレ」(二四六〇頁)で(それと分かるように)指摘しておいたが、源河氏による「書評」(前註・6、23、51を参照)は、石川「反論」で述べたように、それについてまったく言及していない。

(119) この場合、主君は(家臣から)奪われた所領を取り戻すために(は)自ら *rechte Klage* を起す²⁾なければならないが、その所領はすでに「一年と一日」以上(法廷における異議申立を受けることなく)それを(不法に)奪った者の占有・支配下にあったことになるから、主君は(当然)きびしい状況に直面せざるをえない、という問題が残るはずである。しかし、この問題については、次の(六)でレーン法六八・二に関連して述べるので、それを参照されたい。

- (120) 右の(五)の末尾でラント法一・四二一・一について述べたことを参照されたい。
- (121) このレーン法四八・一のテキストにも難解な箇所があり、私の「レーン法邦訳」(10)(九八二頁以下)における同条の邦訳も悪戦苦闘の末の産物であるが、その後私は、(どちらかと言えば)ホーマイヤーの(Ho. II, S. 288)同条への註解で示されている「見解に傾いている。しかし、それについても未だに確信が得られない点が残っているので、ここまでの本文では、とりあえず、「主君が家臣にその事実を知らせ(るなど、家臣がその事実を知つ)た時に始まる」という、いずれの解釈を採用しても(まず)動くことのないような表現を選んでおいた。
- (122) 前註・84を参照されたい。
- (123) ここで上級主君(下級主君にとつては、主君)のレーン、法廷で起こされる訴えについて、*rechte Klage*ではなく、(単なる、つまり形容詞・*rechte*)を伴わない *Recht* の語が用いられていることに注意されて、次の(七)で述べる私見を参照されたい。
- (124) ラント法一・二九には、「アイゲンとフーフエについてザクセン人は、三十年と一年と一日の間の沈黙によって(相続の)権利を失う(*waszen*)ことがあるが、それ以前には(沈黙によってその権利を失うこと)はない。国王(*dat ke*)とシュヴァーベン人は、彼等の相続財産について沈黙によつて(その)権利を失うことはない、彼等がそれ(が自分の相続財産であること)を証人により立証しうる限り」という。「時効」に関する規定がある。もとよりこの規定はラント法に属し相続財産に関するものではあるが、そうした規定が存在すること自体、「一年と一日」、ないし、「六週と一年」の所領の(平穩な)占有によつて成立する *rechte* (Gewalt) (の権利)が絶対的なものではありえないことを示唆するものであろう。
- (125) 前註・123、および、それに対応する本文を参照されたい。
- (126) この条項については、石川「補論」、註・70(五四〇頁以下、特に五四一頁)、および、「レーン法邦訳」(9)への訳註(五九一頁以下)で述べた私見をも参照されたい。
- (127) 石川「レーン法邦訳」(4)(七〇二頁以下)における本条の邦訳も、それへの註・2に明らかのように、こうした理解にもとづいたものである。こうした理解が「誤解」にすぎないことについては後述するが、特に後註・133と134で述べることを参照されたい。
- (128) もう一度、前註・84を参照されたい。
- (129) この条項は、(家臣のための)証人が生存している場合について論じているだけで、証人(たち)が(すべて)死亡した場合

についての（所領についての家臣の「権利」はどうなるのかという）問題は論じられていない。この点については、後註・132で述べることをも参照されたい。

(130) 石川「レーン法邦訳」(10) (九六七頁)では、この箇所の *oder* の語を「あるいは」と訳した上で、それに「換言すれば」という補訳を施している。これは、同条への註・5に明らかのように、(次註・131の箇所の) *recht lo* を(本註の箇所の直後の) *lenrecht dum* (＝「授封する」と同義に解したために、本条・冒頭の「主君が家臣から所領を奪う」というのは、(家臣が主君に所領の授封(更新)を求めた際に)、主君が(それに応じて)所領を授封(更新)することを拒みそのまま所領を取り上げてしまう場合のこと(ないし、その場合を含んでいるのではないか、と考えたからであるが、(ここで扱っている)レーン法二・四を参照すれば、こうした理解が誤っていることは直ちに明らかになったはずである。(レーン法二・四は、冒頭の *oder* (＝「いずれの時であれ」)の語によって、直前の二二・三の家臣による所領(の授封)の希求の場合とは異なるケースであることが強く示唆されており、さらに二二・三では、家臣がひきつづき所領を占有・支配しているのに対して、二二・四の(毎年訴えを更新しなければならぬ)家臣は、所領の占有・支配を(現実に)失っていることが前提されているからである)。ひきつづき次註・131を参照されたい。

(131) 前註・130で言及した私の邦訳では、この箇所の *recht do* (を「法を行い」と訳した上で、それ)に「法の定め(る手続)に従い、家臣に所領を封与し」という補訳を加えているが、本稿でこの補訳を、「法的義務を履行し、具体的には所領を返還ないし封与し」と改めたのは、前註・130で述べたように、この条項の「主君が家臣から所領を奪う」ケースが、「主君が家臣に対して」レーン法を行うことを拒む」ケースとは別なものである、という理解にもとづくものである。(ただし、「返還ないし」の語の補足は、この箇所の問題になっている上級主君による措置が、(特に所領についての保障のケースを考えてみれば明らかのように、緊急を要するものを含んでいることから)「応急措置」(の性格をもつもの)である、という理解にもとづいており、もしそれが、上級主君が(命令に従わない)主君を問責した上で、彼から(問題の)所領を判決をもって剥奪し、それを(自ら)(又)家臣に封与する(場合)のことを言っているのであれば、この補足は不要ということになる)。

(132) なお、本条によって、レーン法二・三の(所領(の授封)を希求した際、主君によってそれを拒絶された)家臣は(そのことについての証人が存命している間に)主君を上級主君のレーン法廷で訴えることもでき(それによって、前註・129で指摘した問題を(事実上)未然に解決しておくことができ)る、ということに注意されたい。

(133) この点に関連して、こうした(審理の)引き延ばし、ないし、(所領の返還の)拒絶が(家臣が「彼の訴えを毎年更新しなければならぬ」ほど)長期にわたってつづく(ないし、繰り返される)のは、主君の(「彼が自ら「裁判長」の役割りを果たす)レーン法廷において主君が訴えられた場合についてしか考えられないことを指摘しておきたい。家臣が主君を(レーン法四八・一に従い)上級主君のレーン法廷で訴えた場合には、(また、家臣が(所領を奪った)第三者をラント法廷で訴えた場合にも)、「被告」である「主君」(ないし、「第三者」)が長期にわたり審理の引き延ばしをはかったり、所領の返還を拒みつつけることは許されないからである。

(134) このレーン法二二・四の直後には、(同じくAVに対応条項のない)二二・五が、「レーン法」で新たに補足され、そこでは、(家臣が所領(の授封)を希求した際に)、主君が所領を提供した(にもかかわらず家臣がそれを受領しなかった)場合のことが扱われている。したがって、レーン法二二・四の直前・直後の条項(「二二・三」と「二二・五」ではいずれも主君と家臣の関係(だけ)が扱われているのであって、同条を(前註・127で述べた)私の旧訳のように解釈すると、それら両条項に狭まれた同条にだけ家臣と第三者との関係が顔をのぞかせる、という違和感が残らざるをえなかった。右に述べたような同条の新しい理解によってこうした違和感は解消する、ということにも注意されたい。

(135) 本稿をまとめたことによって、私はそれ以外にも、たとえば(三・(五)で扱った)レーン法三三・一や(三・(七)で扱った)レーン法二二・四など、SSPの(細かい点まで含めると)幾つかの条項について、(従来のもとは異なる)新しい理解に達し、あるいは、それを提示することができた。本稿を執筆するきっかけになったのは、(前註・6で述べたように)、源河氏による(拙稿「同じゲヴェーレ」に対する)「書評」であるから、その意味では、こうした収獲については同氏に感謝しなければならぬし、(事実)感謝してもいい。しかし、本稿の最後にどうしても述べておかなければならないことがある。以上のような収獲は、たとえ源河氏による「書評」が契機になったにせよ、(同氏がその中で論難してやまなかった)SSPのキー・ワードの(横断的・)網羅的検討を(従前よりも)さらに徹底して行ったことによってもたらされたものである。したがって私が(現在進行中の)「レーン法邦訳」を継続し(近い将来、それを単行本の刊で公刊する際にも、同書におけるキー・ワードの(横断的・)網羅的検討を——ますます徹底することはあっても——断念することはありえない。以上が本稿の最後に言っておきたいことである。